

## 第五章 商業的農業における雇傭労働

### はしがき

本稿の課題は江戸時代中期以降、著しい発展をみせる商業的農業における雇傭労働の歴史的性格を検討することにある。周知のように、商業的農業の展開過程については理論的にも実証的にも数多くの研究が積み重ねられており、輝しい成果となっている。しかし、そこでの主たる関心は成立期地主制の歴史的性格との関連において、いわば生産過程に主点がおかれ、流通過程、労働過程については必ずしも十分なる分析が与えられていないようである。従って、商業的農業における雇傭労働の問題も、経営主体（雇傭主体）の性格規定の要素として取り上げられるのが多かった。そこには雇傭労働の性格から経営主体の性格を規定するという論理自体に矛盾があるばかりでなく、その雇傭労働の性格規定自体に検討すべき多くの点があるといわなければならない。

江戸時代の奉公人の展開を、（譜代奉公人）↓質物奉公人↓（居消費公人）↓年季奉公人（給取奉公人）↓日雇奉公人という直線的な奉公人の移行形態と理解し、これを日本の近代的賃労働形成史における奉公人の展開過程と理解する立場が一般的であった。<sup>(1)</sup> 勿論、奉公人の形態には地域的差違があり、そして、同一の形態をめぐる評価

の相違はあるが、そこでの分析は共通して近代的賃労働形成の視角から検討されていたことは事実である。しかし、近代的賃労働範疇は農民的商品生産（商業的農業）においては成立せず、資本制的商品生産においてはじめて成立するのであり、封建社会解体期における雇傭労働の分析において、近代的賃労働形成の視角から検討すること自体に問題があるといわなければならない。

しかしながら、商業的農業の展開とともに賃労働（近代的賃労働とは区別される。以下同様）が広汎に形成、展開をみるのもまた、まぎれもない事実なのである。この賃労働の展開過程を具体的に分析し、その歴史的性格を検討するのが本稿の課題であるが、それは、封建的土地所有に規制されると同時に、農民的土地所有を前進せしめる商品生産に規制されて存在するところに、最近提起された封建社会固有の雇傭労働とは区別されなければならない<sup>(3)</sup>。この賃労働の歴史の実体は、この封建的土地所有から離脱しようとしあるいは離脱しつつある雇傭労働の展開過程であって、賃労働の諸形態はその具体的表現である。従って、賃労働の展開過程の分析主点は、賃労働者の生産手段からの自由獲得過程の分析でなければならない<sup>(4)</sup>。この賃労働者の自由獲得は長い闘争の歴史を通じて実現されてゆくのであるが、最大の関心事は封建的土地所有から地主的土地所有への移行過程において、この自由獲得がどのような歴史的條件に規定され、どのような過程をとるか、にあるといわなければならない。この過程については本論において検討を加えるところであるが、ここで指摘しなければならない事は、賃労働者向上のメルクマールとして長年季↓短年季、年傭↓日雇への移行、身分的隷属関係からの脱却等が指摘されているが、それらは必ずしも基本的なメルクマールとはならない。資本制社会においてすら、資本の活動の自由は成立するが、労働者の自由はその資本の自由の具体化として成立しているのであり、そして、長い期間、資本の自由の実現のためには身分的隷属が残存し、労資間の資本制的支配隷属関係を強化する手段とせられていることを

想起すれば自ら明らかであろう。そして、また、賃労働形成・展開の段階にはいわゆる労働市場は成立していないし、また、労働力が本来的にもつ市場性（市場への適応性）の乏しさは他の商品と著しく異つた市場関係をとるはずである。前述した奉公人の移行形態が商業的農業の展開度とは必ずしも対応する形態をとらないのもここにあるし、開港後の農村工業の展開にもかかわらず、そこでの近代賃労働の形成には長い期間を必要としたのもそのためである。

以下の実的分析は、まず第一に、商業的農業経営の全労働過程の変質過程（労働組織）を基軸とし、各労働形態、各雇傭労働の性格、労働（雇傭）関係を検討し、商業的農業における雇傭労働の存在形態と展開方向を跡づけていく。第二に、地主的土地所有制成立期における雇傭労働の存在形態を具体的に分析し、事実上の近代的賃労働たる日雇專業の形成過程を中心課題とする。以上の実的分析の対象地は羽州村山郡（現山形県村山地方）の紅花生産地帯である。従つて、本稿での分析は一地域のそれであつて、個別分析の域を脱するものではない。それが一地域の特徴的性格であるかどうかは今後の他地域の分析にまつほかなく、そのための一礎石となれば望外の喜びである。

## 第一節 紅花生産の展開とその特質

羽州村山郡（現山形県東、西、南、北村山郡の四郡）の紅花生産地帯における商業的農業についてはすでに多くの研究がある。戦前においては、今田信一氏の労作『最上紅花史料』（日本常民文化研究所刊）があり、本書は戦

後の同氏の研究と共に、主産物たる紅花についての基本的文献となつてゐる。最近では、安孫子氏、伊豆田氏、等の研究があり、筆者もまた、二、三の研究を発表して来た。<sup>(6)</sup>従つて、同地帯の特質についてはこれまですでにふれてきているので、ここでは、後述の雇傭労働の分析の理解に必要な限りにおいて、紅花生産の展開<sup>(7)</sup>を略述し、若干の特質にふれることとする。

紅花生産は生花生産とその生花を干花に加工する干花加工生産の二つの部門に分けられる。その時期は生産地の立地条件、紅花生産の展開の度合によつて違いがあるが、天明・寛政期までの農村での紅花生産は生花生産であり、干花加工生産は都市(町場あるいは城下町)の特権商人の支配するところであつた。その限りにおいて生花は摘花と同時に販売しなければならない性質上、紅花市場は干花加工経営の特権商人の一方的な支配であり、農村の紅花(生花)栽培農民は原料供給者の位置にとどまつていたのである。農村内部に干花加工生産が一般的にみられるようになるのは文化・文政期である。この干花加工生産は、従来の有力生花生産者(地主手作)によつて取入れられてゆくが、彼等は、生花生産の広汎な発展と共に形成されてくる小紅花生産者を、干花加工生産と生花生産との分業化を通じて、支配してゆくのである。村内における豪農、上層農民の仲買商人化はかかる過程から生れてくるのであろう。だからといつて、地主豪農層が干花加工生産を支配し、一般農民は依然として、生花生産者にとどまつていたのではなく、彼等の中から継起的に干花加工経営者<sup>(8)</sup>中農層が形成され、幕末・維新期には小作農においてもみられるようになる。雇傭労働を必要とするいわば大規模小作農が形成される条件もそこにあつた(後述)。このことは紅花栽培面積の点からも指摘し得るところである。

安孫子氏によれば、一戸当りの紅花作付面積は、西郡新田村で一反六畝歩程(元禄五(一六九二)年)、南郡谷柏村で六畝歩程(天明八(一七八八)年)、東郡畑谷村で五畝歩程(天明八年)、北郡山口村で一反二畝歩(寛政十

表1 松沢村畑作物別水損面積 (弘化4年)

	紅花	たばこ	大豆	小豆	菜大根	計
作付面積	564.29	153.27	384.10	106.26	216.25	1426.27
一人平均	33.07	22.29	24.19	13.11	30.29	

註：作付面積は水損面積 (畝)

一(一七九九)年)とし、富農的経営で一反二〜五畝歩、小前層で五〜六畝歩位とされている。依拠された史料が、書上類である点を考慮しなければならないが、ここにみる限りその面積は極めて小規模であるといわなければならない。小規模である理由は、栽培地が上畑でなければならず、そして、連作が出来ないという技術的制約があつたからであるが、商品作物の有利性(紅花は反当米一四、五俵の販売額に相当)は勿論のこと、作付規模の大小は労働組織を問題とする本稿においては極めて重要事である。というのは、紅花生産は干花加工という分業化が行なわれても、染料という性質もあつて、それ以上の分業はなく、その発展は生産者の増加と生産者当りの作付規模の拡大に規定されるところが大きく、作付規模は労働量を制限しているからである。

村山郡の北部に属する松沢村(現東根市)における弘化四(一八四七)年の紅花、たばこ、大豆、小豆、菜大根の作付面積は表1によつて知ることが出来る。この面積は同年の「水押泥冠損毛畑方小前帳」<sup>(9)</sup>より作成したものであるから、各作物ともその全作付面積を示しているわけではない。水損地は全畑地面積二五町六反二畝二一歩の約五七%で、ほぼ半分である。各作物毎の水損地の一人当り平均は、紅花作付地が最大で三反三畝七歩、次が菜大根で三反二九歩であり、紅花作付面積の大きさが注目される。紅花作付地をもつもの一七人であるが、そのうち、同村名主七右衛門の五反一畝二七歩が最大で、あと、四反台が五人、三反台が三人、二反台が七人、一反台が一人である。各自とも水損地が作付地の五七%とすれば、最大の七右衛門の紅花作付地は一町歩を越えることになる。次に紅花作付地(水損地)の大きい

表2 米の販売 (安永5年, 半田家)

月	販売件数	数量(俵)	代 金 (銭貫)	払 先
1				
2	2	4	(3.810)	山かた, 町
3				
4				
5	5	16	13.110と1分	黒沢村, 成沢村
6	3	7	6.150	成沢村
7	8	17.1	(11.260)	黒沢村, 山かた, 成沢村, 二位田村
8	8	28	(10.192)	町, 政吉, 上山町, 黒沢村
9	7	21	(8.880と1両)	長谷堂村, 黒沢村, 仁左エ門, 津金沢村
10				
11				
12				
	33	98.1	(53.402と1両1分)	

藤兵衛は四反七畝二歩で、たばこ作付地(水損地)が六反四畝二五歩であり、二町歩を越える商品作物の栽培が推測されるのである。ところが松沢村の村高は二三〇石九斗一升七合で、そのうち、畑地高は一〇八石二斗三升五合で必ずしも畑地勝ちの農村ではないのである。水損地は全部「下々畑」で、石盛五の土地が七町二反六畝二〇歩(高三六石三斗三升三合)、石盛三の土地が七町二歩(高二八石一升二合)となっており、河川に沿う土地で、実質的には上畑(肥沃度が高い)に近い土地であったと思われる。ここでは紅花のほか、たばこ、大豆、小豆、菜大根が栽培されているが、水損人一八人中、紅花作付人一七人、菜大根作付人も同数、大豆作付人一四人、小豆作付人八人、たばこ作付人七人であるが、そのうち、紅花を最大の作物とする者が一〇人、第二とする者が七人で、各経営において紅花が主要畑作物であったのである。そしてこの紅花をはじめ大豆、たばこ等の特殊畑作物の栽培面積が一町歩をこえるもの四人、七反歩以上が六人、五反歩以上が八人で、「無難」地(四三%)の作付面積を考慮すれば、ほとんどの者が一町歩前後以上の畑作を営んでいたこ

とが推測されるのである。このような規模の畑作がどのような土地関係において経営されていたかは本論で詳述するところであるが、家族労働以外の他労働力を必要とする規模であることは明かである。勿論、同じく紅花生産地帯でも、畑地の割合は時代の相違によって、その作付面積には相違があるのは当然である。本論で取上げる南郡谷柏村はこの松沢村とは大きな開きがあり、むしろ、稲作地帯に近い特徴があり、新吉田村は松沢村と最上川を間にして対岸する農村で、その性格は似ている点が多いと思われる。

次に指摘しておかなければならない点は地域内での米穀の商品化ということである。特に、同地域で畑作というより稲作に近い村の場合に重要である。谷柏村はそのような村であるが、次の表2は安永五（一七七六）年の半田家の米の販売を示したものである。<sup>(11)</sup>半田家の経営内容については本論でふれるが、地主（貸付）経営はなく、手作経営が主である。年貢納入時期を過ぎた五月以降九八・一俵の米が、近村あるいは山形城下の町に販売されているのである。販売数量が大きく、同年の特殊事情によるのかは不明で、他の年の例をも検討してみる必要があるが、その点は後日に期すほかないが、地主手作経営における米の商品化は同経営における雇傭労働との関連で重要である。このような米の商品化は米穀生産地帯と紅花生産地帯間の菜種粕、荳粕等の交流をとまう様になり、両地帯が一つの流通圏を形成してくるのである。（江戸時代中期以降）この流通の特徴的性格が労働力の市場関係をどう規定してくるかが注目されるのである。安孫子氏は両生産地帯間の労働力の流動過程から賃労働関係の成立を説かれているが、<sup>(12)</sup>労働力はその本来的にもつ市場性の乏しさによって他の商品とは著しく異なつた市場関係を持つはずである。特に身分的隷属関係（経済的隷属関係にも通ずる）の強い封建社会においてはなお更である。その様な関係に規定されながら、商品流通を介在とし、封建的土地所有に規定された村落共同体の労働力関係が賃労働関係に継起的に変質し、幕末期には事実上の近代的賃労働関係が形成されてくるものと考えられる。

## 第二節 農業労働組織の分析

研究史の現段階においては、江戸時代中期以降の著しい商業的農業の展開にともなう賃労働関係の展開過程を具体的に検討する前提として、その商品流通を介在として形成されてくる賃労働（自由な近代的賃労働とは区別される。以下同様）の実体的な分析が不可欠である。そして雇傭労働力は雇傭主体との相互規定の関係をもちて存在する労働力であるから、雇傭主体の労働組織の分析が雇傭労働力の実体的分析の前提であるといわなければならない。

ここで、分析の対象として取り上げる労働組織は旧稿同様、村山郡谷柏村半田家（現山形市谷柏）の農業経営のそれであつて、時期は紅花生産が生花生産の段階である安永六（一七七七）年と干花加工生産の段階である文政七（一八二四）年の場合である。<sup>(12)</sup>

具体的な分析に入るまえに、半田家の経営規模、特質等についての概要を述べておきたい。谷柏村は紅花生産地帯といつてもその南部に位置しており、天保期の同村の田畑の割合は四・五対一で、むしろ、稲作地帯に近い性格をもつ村である。享保十六（一七三二）年、半田家は同村上組の名主であり、以後、必ずしも世襲ではないが、同家が同村名主を勤めることが多かったようである。<sup>(13)</sup> 同家は江戸時代初期に百姓前を買つて隣村の二位田村から移住したといわれ、享保十六年の所持面積は田畑合せて一町八反九畝余（同年同村名寄帳）で、同村名請人三三名中九位の高持百姓である。文化元（一八〇五）年の持高は三〇俵余（約一二石）であり、村内六七名中四



表3 半田家の農業経営表

	稲 束	大 豆	小 豆	大 麦	小 麦	荳 油	紅花(生花)
	束	俵	俵	俵	俵	俵	匁
安永3年	4017						17.575
〃 5年	4360余	7.2				7余	38.245
天明1年	4231	4.245	1.2				
〃 3年		9.2		14.2			
〃 6年				14.02			
寛政1年	4915						18.964
文政2年		11余					
〃 9年	3694						12.580
天保4年	2340	3.0	0.02			0.2	16.240
〃 5年	2465						6.565
〃 6年	2366	4.0		4.0		0.25	12.320
〃 10年	2465		2.1	5.1	0.1	0.35	11.100
〃 12年	2166			5.2			4.490
〃 14年	2660						
弘化1年	2469						
〃 2年	2721						
〃 3年	2300						

位となっている。この持高には文化四年に分家する弟の持高は含まれていないと思われる。安永期から天保期に至る同家の農業経営規模の概要は表3の如くである。稲作経営が主であることは明かであるが、その規模を安永期から寛政期までの稲束収穫量に求めると四〇〇〇束台で、当時の反当り稲束収穫量は散見する史料から計算すると二〇〇束前後であるから、二町五反前後の田地経営であったと推測される。畑地は同村の田畑の比率と同率とすれば約一反八畝となるから、田畑合せて二町六、七反前後の経営規模であったと考えられる。稲束収穫量は文政期は三〇〇〇束台、天保期には二〇〇〇束台と減少をみるが、それは前述したように分家によるものである。文政期の同家の経営規模は一町五反前後の田地経営となり、畑地は余り変化はなかったようである。以上のように半田家の安永期の経営は他人労働を入れての手作経営で、文政期も本質的には変わっておらず、持地を小作に出すほどではない。幕末期、明治初期

もこれと大差ない経営規模であったと考えられる。後で取り上げる山口村伊藤家、新吉田村鹿野家のように手作経営を持続しながら、小作地を増加してゆく豪農経営とは違っている点に留意しなければならない。

表4・5は安永六年と文政七年の半田家の労働構成表である。それぞれの年の主要労働形態別に、月別の労働量の配分を中心としている。農業経営における労働形態は多種多様であるが、その主要形態として「家族労働」「居消労働」「給取労働」「日雇労働」「手伝労働」をあげることが出来る。ここでは「家族労働」を史的に必ずしも正確にしないことと、雇傭労働が当面の課題であるので、表では「居消労働」「給取労働」「日雇労働」のほかは「家族・その他労働」として一括している。「休日」とあるのは、年・月によって多少の相違があるが、月に四、五日の「遊日」があり、農作業を休む日である。「無記載日数」は日記帳の不備で、作業名あるいは就労人名が不完全な日数である。従って、この「無記載日数」の多少が日記帳の精粗を示していることになる。

安永六年の労働形態は「居消労働」「給取労働」「日雇労働」「家族・その他労働」で、その奉公人数は、三、三、五、四二計五三名となっている。「日雇労働」の五人は一日でも日雇として雇傭されている人数であり、従って、他日に手伝労働あるいは居消労働として就労している者も含まれている。日雇としてのみ雇傭されているのは一人のみである。各労働形態別の年間労働延人数は五〇七・五人、四〇三・五人、二一人、四五八・五人で総労働延人数は一三九〇・五人となっている。居消労働、給取労働、家族・その他労働の三労働形態が年間労働量を三分していたことが明かである。日雇労働は全く少量で、しかも農業労働の集中性の高い五月〜九月に雇傭されているわけでもないのである。前年には日雇人数は七名で、年間労働延人数は一一九人で、安永六年のそれとの差は大きい。<sup>(14)</sup>半田家の農業経営ではこれは日雇労働がいまだきわめて補助的な雇傭労働に止まっていることを示している。

表4 半田家の労働力構成 (安永6年)

労働形態	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
居消費働 (3)		27.5	49	46	59	61.5	50.5	36	49	56	36	25	12	507.5
給取労働 (3)		19	31	37	43	47	47.5	35	40	40	34	18	12	403.5
日雇労働 (5)		5	2	4	1			3	5	1				21
家族、その他(42)		20	23	25	52	84	48.5	20	21.5	67	10	25	62.5	458.5
計 (53)		71.5	105	112	155	192.5	146.5	94	115.5	164	80	68	89.5	1390.5
休日	(2)	(4)	(4)	(5)	(6)	(5)	(5)	(5)	(3)	(3)	(2)	(1)	(2)	(42)
無記載日数	(10)	(5)	(3)	(1)	(0)	(1)	(3)	(2)	(4)	(10)	(12)	(3)	(54)	

註：労働形態の ( ) 内数字は労働人数

表5 半田家の労働力構成 (文政7年)

労働形態	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	計
給取労働 (5)		55	78	77	73	73	79.5	40	45.5	84	92	58	13	23	755
日雇労働 (20)		1				7.5	70	14	6.5			11			110
家族、その他(44)		20	6	7	6	56	19.5	2	5	6	14	5	4	16	166.5
計 (69)		76	84	84	79	136.5	169	56	57	54	106	74	17	39	1021.5
休日	(2)	(2)	(2)	(6)	(3)	(2)	(5)	(5)			(1)	(1)			(21)
無記載日数	(4)	(1)	(6)	(2)	(4)	(2)	(9)	(7)	(10)	(5)	(9)	(22)	(17)	(98)	

註：労働形態の ( ) 内数字は労働人数

文政七年の主要労働形態は「給取労働」「日雇労働」「家族・その他労働」であつて、その労働人数は五、二〇、四四、計六九名である。安永期に存在した居消費働が完全に姿を消している。各労働形態別の年間労働延人数は七五五人、一一〇人、一六六・五人、計一〇二一・五人で、年間総労働延人数の約八割強を給取労働と日雇労働で占めているのである。文政十一、十二年についてもほぼこのような傾向が指摘される(表6参照)。

このような雇傭労働量の増加は雇傭労働人数の増加でもあつた。それを日雇労働にみれば文政七年二〇名、同十一年、同十三年とも一三名と増加している。安永期から文政期にかけての半田家の農業労働組織の変化は、居消費働及び家族その他労働を中心とする農業労働組織から、給取労働を中心とする農業労働組織に大きく変質している点にある。その変質の時点は干花加工経営が入る化政期であると考えられる。

以上、安永六年、文政七年の労働形態よりみた労働組織上の特質を大雑把に指摘し得たと思ふが、次には農業の主要作業と各労働形態との関連を検討することにした(表7参照)。ここでの問題点は、さきにもたような商業的農業の発展にともなう雇傭労働の形成が、それがただちに農業における特殊商品生産部門への雇傭労働力の投入、増大という意味をもっているであろうかということにある。半田家の農業は主要作業として、稲作、畑作、紅花、肥料・施肥、その他雑業の五作業に大別される。稲作作業には米穀調整、藁加工作業も含まれ、畑作作業には紅花と施肥作業を除いた畑作作業が含まれている。

安永六年の各作業毎の労働量の配分をみると、稲作作業は七七八人で全労働量の約六〇%弱を占め、他は畑作作業一八一人(約一三%)、施肥八四人(約七%)、紅花作業七九・五人(約六%強)、その他雑業二六八人(一四%)となっている。関心の深い紅花作業への労働量の投入は、全畑作作業労働量の三分の一を少しく下廻る程度に過ぎない。

表6 文政期の労働形態(半田家)

労働形態	文政7年	同11年	同12年
給取労働	755	430	466.5
日雇労働	110	48	51
家族・その他	166.5	258.5	271.5
年間総労働人数	1031.5	736.5	789

表7 作業別・労働形態別労働力構成(半田家)

作業	労働形態	居消費労働	給取労働	日雇労働	家族・その他労働	計
稲作作業	(A)	275.5	225	13	264.5	778
	(B)		516	39	109.5	664.5
紅花作業	(A)	19.5	18		42	79.5
	(B)		45	5.5	14	64.5
畑作作業	(A)	60.5	51.5		69	181
	(B)		88.5	3	16	107.5
肥料・施肥	(A)	46	27	2	9	84
	(B)		27.5		1	28.5
雑	(A)	108.5	83	6	70.5	268
	(B)		102.5	58	28.5	189

註：(A)安永6年、(B)文政7年

畑作として紅花、麦、小麦、大豆、蕎麦、苳、麻、木綿、煙草、大根等が栽培されているのであって、紅花栽培が畑作において重要な地位を占めてはいるけれども、自給的作物の栽培を止すというわけではなく、その限度内で紅花の栽培が行われていることは労働構成の面からも指摘出来るのである。それには準稲作地帯という条件を考慮に入れなければならない。居消費働と給取労働とは常備労働であるから各作業に平均的に投入されているのは当然であるが、日雇労働、家族その他労働には作業によりある程度の集中性がみられる。旧稿で分析した安永五年の日雇労働の投入作業は、田植、田草取（作業の時期は紅花摘と重なる）、稲刈、稲入等であつて、農業労働のピークがみられる作業に集中しているが、安永六年には、米穀調整、雑役等への投入であつて、稲作、紅花、畑作等の基幹作業には投入されていない。むしろ、多量の手伝労働、ゆい労働等の農事慣行労働が、労働のピークにおける常備労働、家族労働の補助労働となつていたのである。従つて、特殊作物の生産も自家常備労働の範囲での生産にとどまり日雇労働の形成が特殊作物（紅花）の栽培と販売に密接な関係をもつていても、それが直に、その作業に日雇労働が投入されるということではなく、むしろ稲作作業への投入が、より一般的であつたのである。<sup>(15)</sup>この段階においては、畑作物の商品化に呼応する米の商品化の過程と労働過程の変質との関聯がより一層注目されてよいのではないだろうか。

干花生産が農村内部に取入れられ、紅花生産内での分業化が村内の中でもみられる文政七年の場合を検討する。半田家の紅花経営でも干花加工生産が中心になつてきている段階の農業労働組織である。

文政七年の各作業毎の労働量の配分は、稲作は六六四・五人で全労働量の約六四％、畑作一〇七・五人（約一〇％）、紅花六四・五人（六％）、施肥二八・五人（三％）、雑一八九人（一八％）であり、作業内容は安永期とほとんど同じであるが、労働量が、畑作、施肥作業で多少減少し、雑業で増加している点が異なるところであ

る。畑作物は麦、大豆、蕎麦、木綿、煙草、大根等々、安永期と大差なく、すでに、この地域においても商品として出廻っている煙草、木綿も依然として自給作物として残っているのである。施肥作業の労働量の減少は、畑作のみならず稲作においても購入肥料（荏粕等）の施肥が進んでいることによるものである。紅花作業は安永六年とほぼ同様である。

次に、各作業と労働形態との関係を検討しよう。安永期の常備労働であった居消費労働が消え、給取労働のみが文政期の常備労働（ここでは家族労働が除かれている）となるが、これは各作業に共通していることである。日雇労働は安永期に比して増加し、それを各作業にみると、稲作では田植、田草取、稲こきであり、紅花作業では花草取と花摘というように、各作業の基幹作業への投入である。<sup>(16)</sup>そして、農業労働ピークに集中的にみられる手伝、ゆい労働が漸次減少し、日雇労働がそれに代る傾向がみられるのである。それは安永期にみられるような、農事慣行労働の一次的日雇労働化とは違った変化であった。こうした農業労働組織の諸特徴を通じて指摘しなければならぬことは、雇傭労働の形成、展開は農業労働全体の変質過程であるということである。即ち、ここでは、商品生産の発展が雇傭労働の形成・展開の基本的契機であっても、それは必ずしもある特定の商品の生産に集中的に雇傭されることではないということである。勿論畑作中心の生産地と稲作中心の生産地との相違は考えなければならぬが、それは前者にあつてはより広汎に農業経営に雇傭労働がみられ、後者にあつては、米を商品化し得るような限られた上層農民にみられるという相違であろう。農・工未分離の段階の雇傭労働の分析においては全農業労働組織の分析が不可欠の条件であるといわなければならないのである。従つて、この段階の雇傭労働を問題とするに当つては稲作作業への雇傭労働は除くべきであるとの批判は当を得ていない。<sup>(17)</sup>以上のような農業労働組織の大雑把な指摘を前提として、以下、雇傭労働の展開過程を具体的に検討することにしたい。

## 第三節 雇傭労働の展開と形態

江戸時代の雇傭労働の主要形態として、質物（券）奉公人↓居消費公人↓年季（期）奉公人↓日雇奉公人等の諸奉公人形態が指摘され、藤田五郎氏によれば、<sup>(18)</sup>このような奉公人形態の展開が日本における近代的賃労働形成史としての奉公人形態の展開過程であるとされている。年季奉公人・日雇奉公人がその他の奉公人とくらべて、その形成の時期はおそく、新しい形態の奉公人であることは正しいとしても、前に検討したごとく、実体としては各奉公人形態が長い年代にわたって並列的に存在し、年代の変遷とともに、漸次、新しい奉公人を内容とする労働構成に脱皮していくのである。従って、単なる日雇奉公人の出現それ自体をもって、年季奉公人から日雇奉公人への移行の指標とするというようなことは出来ないのである。後で検討するように年季（給取）奉公人と日雇奉公人が長い期間にわたって並列的に存在し、ともに賃労働としての性格を強めているのである。

労働形態はそれぞれの、いわば労働力の市場関係に規定されて存在するわけであるが、他の商品と比して労働力が本来的にもつ市場性（市場への適応性）の乏しさから、その需要と供給の関係は著しく異<sup>(19)</sup>つてくる。種々の条件下の（形態の）労働力（奉公人）が同時に、同一雇傭主体のもとに存在し得る理由はそこにある。従って、質物（券）奉公人↓居消費公人↓年季（期）奉公人↓日雇奉公人という奉公人の形態転化を前提として、雇傭労働の展開を問題とすることには、奉公人の發展的側面あるいは停滞的側面を評価するしないにかかわらず疑問があるわけである。

表8 山口村中組の出奉公人

	質物奉公人	給取(年季) 奉公人	計
元禄6年	18	4	22
宝永4年	11		11
文化14年	4	1	5
文政2年	4	5	9
文政12年	2	2	4
天保10年	9	7	16
嘉永2年	0	14	14
文久1年	3	3	6
明治1年	1	7	8
明治9年	0	13	13

表8は紅花生産地帯のほぼ中央部に位置する山口村中組の元禄六（一六九六）年より明治九（一八七六）年に至る出村奉公人に限つての表である（奉公人手形による。日、雇、奉、公、人、は、手、形、形、式、を、と、ら、な、い）。この例で、村山地方の奉公人の展開の一般的傾向とするには多少の不備があるが一応の傾向は知りうる。それによると質物奉公人は年代が下るに従い減少しているものの明治期まで残存している。一方、給取奉公人はすでに元禄期からみえ、質物奉公人に代つて漸次人数が増加している。質物奉公人を雇傭労働と捉えることが出来ないとしても雇傭労働の形成過程の分析においては重要である。

以前の下人形態から区別される。人身売買を厳禁する封建領主の意図の反映として期限Ⅱ年季が定められているのであるが、それは質物奉公人が年貢負担者Ⅱ近世本百姓を析出層としておる。近世本百姓の質物奉公人化は近世本百姓体制の維持が可能である範囲において認められておるので、質物奉公人の形成及び存在その自体は近世本百姓体制と矛盾する性質のものではない。<sup>(20)</sup> 質物奉公人は年季明けに本金を返済することによって債務関係が消滅するのである。従つて、本金返済が年季明けに不可能となつた場合には年季を返済するまで延期する場合もあつたのである。金主のもとでの労働はその本金に対する利子分に相当するに過ぎなかつたのである。質物奉公人が年季間の労働を利子分に当てていることをもつて、貨幣を介在として客観化された労働力と捉える



ことは出来ない。また、質物奉公人の年季の長短は本金額とその返済如何にかかっているのであつて雇傭主体の労働力の需要性に規定されている面は薄いといえよう。この点は村山地方における質物奉公人の一転化形態であるが「質物放下人」あるいは「放下人」の存在、その性格を検討することによって明かにされると思う。<sup>(21)</sup>長文ではあるが「放下人」請状にその具体的な性格をみることにする。

(イ) 質物請状之事

一、当村伝之助弟与四郎と申者、当已之暮より来午之暮迄一ケ年季三定文金五両一分丁銀十四匁三分借用仕、当已之御年貢上納仕質物指置申処実正也、左如何様之儀候共御奉公愆而致為相勤身代出金相済御暇可申請候事

(中略)

右之趣人主請人直々罷越、証文之委細承届ケ判形仕候上者、從其御代官替り庄屋替如何様之儀候共少茂相違申間敷候、為後日仍而如件

安永二年巳十一月

柴橋御料	当村人主	伝	之	助	印
同	断	請人	伊	四	郎
同	断		与	三	郎
					印

七郎左エ門殿

(ロ) 人預手形之事

一、当村伝四郎弟与四郎と申者、文金五両一分丁銀拾四匁三分借用仕、当已之御年貢上納仕質物差置申候間

御手前ニ而可被召仕候処、御、百、姓、代、相、勤、兼、申、三、付、色、々、御、諭、言、仕、右、与、四、郎、預、置、申、候、処、実、正、也、然、上、者、右、身、代、金、年、之、暮、三、至、り、元、利、急、度、相、濟、可、申、候、事

一、此者御公儀様御制法相背申歟、又者何と相果候共、私共預置申上者少茂相違不仕元利急度相濟可申、之以御願ヲ御年貢上納仕御百姓相続申候上者、貴殿方之放下人、道少茂相背不申元利急度相濟可申候、為後日仍而如件

安永二年巳十一月

七郎左エ門殿

表書之通相違無御座候 以上

名 主 七 右 衛 門 ㊦ (点線筆者)<sup>(22)</sup>

当村証人 伊 四 郎 ㊦

同 与 三 郎 ㊦

同 人 主 伝 之 助 ㊦

(イ)の「質物請状」は普通の質物奉公人の請状であり、伝四郎弟与四郎が七郎左エ門家(稲村家)に質物奉公人として指置かれたことを示している。ところが、(ロ)によると、同年同月に質物奉公人に入っては「御百姓代相勤兼」という理由で七郎左エ門から人主側が質物奉公人の与四郎を預置くこととなっている。このように一旦質物奉公人の契約を結んでおきながら、実際は金主の労役に従事せずに、人主あるいは自己の経営に携わり、契約の年季明け後に質物奉公人関係が消滅する奉公人を放下人と呼んでいるのである。従って、放下人の請状は右記のように二枚からなる場合が普通で、ほかに、「放下人質物証人之事」「質物放下人ニ而預申金子之事」などのご

とく一枚から成るものもみられる。奉公契約の面では質物奉公人と同様であるが、本金の返済が滞った場合には「右質物奉公人何カ年も御召遣可被下候。若奉公人三而不宜候ハ、請人引請貴殿方へハ金子を以元利急度弁済可致候云々」と書入下人的関係に入る事を約束している。しかし、それは、本金の返済が不可能だった場合に、改めて質物奉公人関係に入ることをその内容としていたのであって、譜代下人関係に入ることではないと思われる。放下人は形式的には質物奉公人と同様であるが、実質的には自己の経営に従事しており（御百姓代）、質物奉公人とはちがいが、元利共に年季明けに返済するのである。利子分を年季中の労働にしばられ返済を強いられる質物奉公人よりは、金主の労役に携わらぬという点で一段と隷属性は弱いといえよう。放下人を質物奉公人（下人）の転化した奉公人として捉えることは正しいが、質物奉公人から放下人への転化する条件はむしろ雇傭主体の条件に左右されるところが大きい。大蔵村稲村七郎左工門は延享期七六石余、明和期には九七石余の大高持で、近世中期には在方荷主として、また高利貸資本として村山地方西南部に大きな地位を占めていたが、<sup>(23)</sup>同家の寛保三（二七四三）年の下人数（宗門帳）は一九名を数え、そのうち質物奉公人は三名、放下人は一六名である。宝曆五、十二（一七五五、一六二）年の放下人は一二名、八名、明和五、七（一七六七、一六九）年は両年とも六名となっている。<sup>(24)</sup>手作経営規模は、宝曆十二（一七六二）年の例によると田畑合せて二町三反余（石高三八石余）で、稲刈束数は宝曆期から文化期にかけて六〇〇〇束前後となっている。この経営規模から考えても手作経営、商業経営は家族労働とこの質物奉公人労働を主な労働としていたと考えられる。放下人は同家の経営に必要な実際の労働力として奉公人関係を結んでいるのではなく、金主と借主との金銭貸借関係における人身担保形式を内容とする奉公人関係であった。質物奉公人の展開方向にはこのような放下人形態への転化方向がみられるのであり、一概に質物奉公人から居消費奉公人への展開を一般的形態とすることは出来ない。以上のような理解を前提として半田

労働の性格（半田家）

	氏名	労働形態	年季または日数	賃銀（居消額）	身代金	備考
安永6年	太郎平	居消				
	善三郎	〃				
	長助	〃				
	順助	給取	1年	2両		
	善助	〃	不明	2分		
	小太郎	居消	1年	4両と500文		500文は四季施
	おそよ	日雇	34日	800文		
安永7年	仁三郎	〃	不明	300文		
	藤助	〃	6日			
	庄四郎	居消	1年季	2分2朱	2両1分	
	吉太	〃	〃	2両	3両3分	
	小太郎	〃	半年季	1両	1両1分	
	七太	〃	1年季	1両	3両3分	外に四季施
	太蔵	〃	〃	〃	3両	
安永8年	藤助	日雇	30日	} 一部とし て米2斗 と300文		
	おくめ	〃	53日			
	善次	居消	1年季	3歩	4両	外に四季施
	七兵衛	〃	〃	1両2分	3両	〃
	小太	給取	〃	2両2歩		
小吉	〃	〃	2両2朱			
長助	〃	3カ1年季	不明			
小	〃	不明	〃			

家の雇傭労働の性格を具体的に検討していくこととする。

安永期の雇傭労働。安永期の半田家の雇傭労働として居消労働、給取労働、日雇労働があげられるが（表4参照）、上の表9は安永三（一七七四）年〜同八年の雇傭労働の性格を示している。

居消労働——居消奉公人にも種々の形態があるが、<sup>(25)</sup>一般的にいえば債務関係にある者が金主に労働提供をすることによって元利金を償却する奉公人形態といえる。債務関係があり、その債務関係を償却するために金主に労働提供をする点は質物奉公人の性格に共通しているが、その高低はともかく、部分的にもせよ労役（労働）が貨幣を介在として客

表9 安永期の雇傭

	氏名	労働形態	年季または 日数	賃金(居消額)	身代金	備考
安永3年	善三郎 伝六郎 利三郎	日雇 " "	4日 2日 12日	200文 500文(5日で)		
安永4年	太郎平 源太郎 善三郎 万蔵 惣兵衛 おた 千太郎 七平	居消 " " " " 給取 " 日雇	3ヶ2年後 " 3ヶ2年季 3月～7月 " 1年季 3月～暮	2分2朱 3分 " " 1両 1両3分2朱	3両 4両2分 6両分と 958文 3両3分 不明	7日に身代金の残金返却 給金後払
安永5年	惣兵衛 善三郎 太郎平 長助 源蔵 藤助 七平 おくめ 文治郎 万蔵 小長 小長	居消 " " " " 日雇 " " " " " " "	1月～6月 " " " " 半年季 68日 11日 1日 2日 18日 " "	1両1分 2000文(28日)	4両3分 3両1分 3両3分	8月死亡 1日日雇となる

観化されている点は給取奉公人に共通している。先に検討したごとく、質物奉公人の本来的な転化方向はむしろ金主からはなれ、所謂「放下人」化し本百姓に復帰する方向にあった。これに対し、居消奉公人は金主(雇傭主体)に労務提供しているが、そこには金主が少くとも貨幣関係を通じて労働力を抱えようとする方向性があり、居消奉公人はそれに規定された奉公人形態である。居消労働を雇傭労働の端緒形態として検討する理由もそこにある。具体的分析の手始めとして、日記帳に居消奉公人の存在形態をみることにする。

(イ) 十一月廿二日(安永三年)

下男女相定之次第

一金三両也

内式分式朱 消シ 三ヶ式働キ定

太郎平

一金四兩式分

源(源太郎)

内三分 消シ

一本金八兩壹分三百五文

善三

内三分 巳ノ暮立ル

残七兩式分三百五文

内五俵壹斗 多年合力付ル

此代六ノ百八十四文内八百七文□分引 但兩ニ五ノ百文かへ

残六兩壹分九百五拾八文 身代ニ成ル

一金老兩也 給金也

おた

一 万 惣

兵 藏 衛

一 霜月廿日 (安政六年)

下男定之覚

一金三兩三分

七太

内壹兩 きゆ

吉太

一金貳兩壹分

吉太

内式両 消シ

残壹分 返し金也

一金三両也

太 蔵

内壹両也 きゆ

残貳両也 返し金

外半廉物約束也

(廿一日)

下男小太郎 半切

一金壹両壹分

か し

内壹両 きゆ

残壹分 返り可取也

(1)は半田家の安永四(一七七五)年の下男女の契約内容である。太郎平について述べると、金三両は太郎平の身代金であり、「内式分式朱」は安永四年に一年の三分二の労務提供によって償却される額、即ち、居消額である(表9ではこの居消分を「賃銀」としている)。源太郎、善三も太郎平と同様、居消労働関係(部分的居消奉公人)の下に雇傭されている。各々の身代金額は異っているのは当然であるが、居消分はほぼ同率である。この居消分は同年の給取奉公人の給金と比較すると極めて低く、質物奉公人の所謂利子分ではなく、給金的性質はもっているが、給取奉公人の給金とは区別される。居消奉公人の年季は一年が多い。喜三郎、太郎平が三年、惣兵衛、長助が二年と連続して居消奉公人として半田家に雇傭されているが、契約は年毎に更新してのことである。安永四

年の太郎平、万蔵、同五年の源蔵のように、三分二年季、半年季奉公の場合もあり、年季はすべて一年乃至それ以内の短年季奉公人なのである。<sup>(26)</sup>

(ロ)の安永七(一七七八)年の居消労働はこの点を一層明かにしている。七太、吉太、太蔵、小太郎の四人の身代金は各々三両三分、二両一分、三両、一両一分であるが、七太、太蔵、小太郎の三人は半年季であった。労働提供による償却額は壹両で、吉太は一年季で償却額は貳両となっている。身代金を労働提供によって償却しきれない部分は債務額として残った。居消奉公人の雇傭期間(労働提供期間)と身代金額とは一致していないのである。即ち、質物奉公人においては身代金の予想される返却時期によって年季(労働提供期間)が決定され、労働提供は名実ともに人身の担保を意味しているが、ここにも見る居消奉公人では身代金の返却時期、あるいはその額と年季(労働提供時間)は一応別個のものときれ、労働提供は給取奉公人のそれと大差なくなっているのである。身代金関係を持ちながら金主に労働提供せず、金銭の貸借関係として処理している場合も多くあり、身代金関係一般を質物奉公人的関係とすることは出来なくなっているのである。

居消奉公人の出身地についてはほとんど記載がない。明かなのは、万蔵(安永四年)、惣兵衛(同四・五年)のみで、前者は隣村の二位田村、後者は近村の菅沼村出身である。一年季といっても年間を通じて半田家の経営に従事しておらず、半田家との間にゆい労働の交換関係のある奉公人である。こうした点から考えても居消奉公人は隣村、近村あるいは村内の出身者で農業経営者であったと思われる。

給取労働——表4でも明かなごとく安永六年の半田家の常傭労働は居消労働が主体であり、給取労働はその補助的労働であった。ここで給取奉公人であるのは、先の(イ)の「おた」の場合にみるように、居消記載のない奉公人である。表9によると半田家の給取奉公人は安永四(一七七五)年二名、同六年二名、同八年四名である。



年季は居消奉公人と同様に一年乃至それ以内で、三分一年季、三分二年季もみられ、すべて短年季奉公人である。給金は居消奉公人より高く、同年の居消分の二倍程度であった。例えば、安永八年の居消奉公人善次、七兵衛の一年の居消額は三步及び一兩二分であるが、同一年季の給取奉公人小太、吉太の給金は二兩二歩及び二兩二朱で、居消奉公人に四季施があるから、ほぼ二倍と考えてよいわけである。給取奉公人の出身村も居消奉公人と同様に隣近村である（安永四年の千太郎は谷柏村の隣村片谷地村）。

日雇労働——旧稿で幕末、維新期の日雇の形成と存在の問題を取上げ、商品生産の展開にもなつて労働形態としての日雇が形成されてくるのは享保期で、それが商業的農業の労働として入ってくるのは明和・安永期であると述べた。従つて、ここで検討する安永期の日雇労働は農業に日雇が投入されるようになってから、まだ日の浅い時期の日雇で、日雇労働の端緒形態ということが出来る。ここでの日雇とは、日記帳に「雇某」あるいは「賃某」として記されている農業労働であつて、大工、その他職人の「賃労働」は除外されている。

年毎の日雇人数と日雇延日数は、三名（一八日）、一名（不明）、七名（一〇〇日）、三名（四〇日以上）、二名（八三日）で安永八年は史料を欠くので不明である。この時期の日雇労働は居消労働、給取労働からなる常備労働の補充労働にすぎないことは単に労働量からのみでなく、日雇労働投入の作業からも指摘し得たのであるが（表7）、このように労働量が年毎に大差があることからもうかがわれるところであり、そして、こうした日雇労働の性格は個々の日雇の性格とも関聯している。安永三年に日雇である善三郎は、同四、五、六年には居消奉公人として雇傭され、安永四年に居消奉公人である万蔵は翌年には日雇となつている。安永三年から同八年までの間に日雇労働としてのみ雇傭されているのは、伝六、利三郎、七平、藤助、おくめ、久治郎、仁三郎の七名であるが、うち、三名が二年乃至三年と連続して雇傭され、他の四名は一年のみとなつている。藤助の場合をより具

体的に検討してみよう。

(安永五年)

四月十二日 藤助雇日数之覚

十一、十二、十四、十六、十七女共……(中略)廿四日迄(五月)、廿十八日分へ式、文 五月廿五日渡ス

安永五年四月十一日から、五月二十四日までの四三日間に二八日間、日雇として雇傭されている例である。安永七年の藤助、及び同人妻の場合は、

藤助夫婦働キ覚

一、五拾三日

お　く　め

内にて昼よりも参り候又

花、時朝計 廿五日

一、三十日

藤　　助

内にて米引 六日

八十三日也

内ニ米式斗 飯米かし

右者藤助妻切前ニ約束致候。但申酉両年分雇錢ノかし方さし引致候也

以上、二例にみられるように、この期の日雇は「花時朝計廿五日」(紅花摘)あるいは「米引」と一作業への雇傭はみえるが、いまだ多種作業への雇傭がより一般的であり、季節奉公人的性格が強いのである。賃銀形態をみても、日給制はいまだ十分に確立されておらず、月払等もみられ、現物給与もあつて雇傭主の恩恵的色彩が指摘されるのである。現在のところ、日雇の析出層を具体的に検討する史料を欠いているけれども、後述の鹿野家雇傭の日雇

の例から考えても小農業経営者、あるいは余業者層であることは誤りなく、かつ、村内、或は近隣村を出自としている。この点は居消奉公人、給取奉公人と変つてはいないのである。ところが安永三年に四日間日雇として田植に雇傭された善三郎は、同四・五・六年の三カ年には六両余の身代金の債務関係をもつ居消奉公人となつてゐる。身代金関係に入ることにより、日雇から居消奉公人へと變つてゐる。従つて、地域的な同一市場圏内で、居消奉公人↕給取奉公人、給取奉公人↕日雇、日雇↕居消奉公人といういわば奉公人の循環的移行関係が存在し、このような関係を内包しながら居消奉公人↕給取奉公人、居消奉公人↕日雇という奉公人の移行が展開していくと考えられるのである。

文政・天保期の雇傭労働。先に文政七年の農業労働組織を分析して、安永期の主要常傭労働である居消労働が姿を消し、給取労働が文政期の主要常傭労働となる点を指摘した。この農業労働組織の変質が安永期から文政期にかけての雇傭労働の展開にみられる著しい変質であるが、その変質の方向はすでに、寛政二年（一七九〇）の領主による雇傭労働統制にうかがうことが出来る。即ち、

今般村山郡御料御私領一統触渡之趣

一、大工日傭

金老歩三十一日

一、屋根葺日傭

金老歩二十二日

並人足雇かけはなし百文ツ、

但 作立より秋中迄

一、下人休日

老カ月三三日限

但、村山郡一統是迄月々過分之休日有之由、於御上ニ被為及御聞都而関東辺其外国々休日と申儀ハ曾而無

之処、神事祭礼其外所謂なき申立<sup>三</sup>而、過分之休日致候段不埒<sup>二</sup>被思召候間、巳年休日ハ不相成候、然れ共是迄下人等休日<sup>三</sup>、自分耕作致来候由、皆止<sup>三</sup>相成候而ハ、給金<sup>三</sup>相拘候儀候ハ、其主人江相對之上、節句并神事祭礼等<sup>二</sup>不拘、月々三日限暇遣可申旨被仰出候

(中略)

戊十二月

町里両五百川 大庄屋<sup>(27)</sup>

二郎 兵衛

右の法令は村山地方の御料、私領の全域を対象として出されているのであるが、その主眼は、職人日雇の賃銀、下人休日を統制しようとするにあつた(最高賃銀の決定)。この法令が日雇労働に対する領主統制の初見であるが、その日雇は職人日雇であり、農業労働者に対する統制としては「下人休日」の画一化であつた。ここでの下人とは質物奉公人、居消奉公人、給取奉公人等を含んでの常備労働であらう。常備労働であつても、個々の奉公人によつて別々であることは、安永期の労働日数の農業労働組織の検討を通じてもあきらかであるが、それを一率化するところにこの法令の一つの意図があつた。すでにこの期には地主手作経営の奉公人給金、日雇賃銀の高騰が問題となつていることからして、この下人休日の一律化による常備労働に対する労働強化は重要な意味をもつているといえるし、更には常備労働の確保という意図すらうかがうことが出来る。更に注目される事は下人が休日を利用して「自分耕作」を行つていたが、それが困難となり、それを契機に常備労働がより純化されてくるといふことである。居消奉公人から給取奉公人への転化過程がそれである。その転化過程には長い時間を要すると考えられるが、奉公人形態の転化方向として、またその実体の反映としてこの法令の背景が注目されるのである。

この地方で農業における日雇労働が領主統制の対象となるのは天保期である。天保十三(一八四二)年六月、

山形藩が天保改革の一環として発した諸物価取締令がそれである。<sup>(29)</sup> 同取締令の一条に「一、日雇取 式百もんに酒代の所 式割引百六拾文 酒代三十文 十日半」とある。寛政二年の賃銀統制の対象となつた諸職人日雇は、この取締令では「日雇取」と区別されているから、この「日雇取」は農業を含む雑業の日雇であろう。

翌十四年九月の「諸職人賃銀改」は賃銀値下令は、山形藩の「御旧領・御新領」における諸職人の賃銀値下げと物価値下げのほか「大高所持之百姓」の農業労働力の確保を目的としていた。この賃銀統制の対象となつた諸職人とその賃銀は次の表10の通りである。天保十三年六月の物価取締令の対象となつた職種（商人も含む）は六九種であるが、その主意は、日雇取、大工、左官、石工、畳屋、下駄屋、提灯屋、傘屋、金具屋、研屋等の城下町職人を主とする職人の賃銀、諸物価の値下げを目的とするものであつた。それに対し、翌十四年九月の「諸職人賃銀改」は、表10によつても明かなごとく、これら職人の賃銀値下げと同時に非職人の賃銀値下げが計られているのである。即ち、「新田堀」「下男」「下女」「男並雇」「女並雇」「女懸ヶ放シ」の賃銀及び、給金値下げがそれである。「新田堀」の内容は必ずしも明確ではないが、「下男」「下女」は給取奉公人であり、「男並雇」「女並雇」は賃銀が日払であるから、日記帳にみえる「雇某」等という「雇」労働、即ち、普通の日雇労働のことであると考えられる。「懸ヶ放シ」労働は、先の寛政二年の御触にも「並人足雇かけはなし百文ツ」と見え、また、後でふれるごとく、文政期の半田家の雇傭労働としても見え、高賃銀である点からして新庄藩の「賄日雇」に相当し、<sup>(30)</sup> 雇傭主が食事を提供しない日雇奉公人であると考えられる。共に農業労働が主であつたと思われる。同賃銀改の目的の一つは次の如くであつた。即ち、

……御田地耕作仕候而は間ニ合不申と、……農業相止マ、猥諸職人ニ相成、又は日雇職重もニ渡世仕候間、近來田畑小作人少ク、只下人奉公ニ罷出候者薄ク罷成、給金等而已無際限引上ヶ候故、大高所持之百姓は勿論困

表10 天保14年の賃銀統制 (山形藩)

賃銀		従来の賃銀	統制賃銀
大木	工	9日金1分	10日金1分
	挽	9日 1分	10日 1分
屋根	葺	9日 1分	11日 1分
	官	7日 1分	8日 1分
左石	工	7日 1分	8日 1分
	堀	10日 1分	12日 1分
新田	男	2両2分~3両 (年給金)	2両~2両2分 (年給金)
	女	1両2分~2両余 (年給金)	1両~1両2分 (年給金)
下	並	15日 1分	30日 1分
	懸ケ放シ	25日 1分	35日 1分
男女	懸ケ放シ	7日 1分	10日 1分
	懸ケ放シ	16日 1分	23日 1分
綿湯	打	100匁ニ付錢45文	100匁ニ付錢35文
	銭	6文	5文
髪	結	20文	18文

る限り、土地所有に基づく領主統制はより強く規制しえたであろう。しかし、それにもかかわらず農民層の分解は進行し、化政期以降の雇傭労働の展開には土地所有に基づく領主統制と村共同体からの解放が漸く日程に上り事実上の近代的賃労働の形成が日程に上りつつあったのである。以下、このような段階での半田家の雇傭労働の性格を具体的に検討することにしよう。

表11は文政期における半田家の雇傭労働の性格を示している。文政五(一八二二)年及び同八年は現在のところ史料不備のため常傭労働を正確に捉えることが出来ないが、同七年の場合と大差なく、他の両年とも常傭労働は給取奉公人であると思われる。安永期の同家の雇傭労働と比較して幾つかの注目すべき点がある。その一は常

究、三而云々(点線筆者)

以上のように、天保十四年の賃銀改令は町職人の賃銀値下げを計る一方、農業の雇傭労働の賃銀値下げを計る意図から出されておるのである。そして、それは雇傭労働の雇主主体たる大高持経営(豪農経営)の維持を計るにであった。土地経営(小作経営が主)を放棄し、農民が職人化、日雇化するのを防ぎ、地主経営と手作経営(雇傭労働を使用)からなる豪農経営を維持しようとする領主側の意図を明かに看取することが出来る。天明・寛政期における農業労働者に対する領主政策はもっぱら常傭奉公人の確保と維持におかれていた。彼等が農業経営者を折出層とす

雇傭労働は給取奉公人のみであること、その二は「賃」「雇」のほかに、「日雇労働」として「負」「懸はなし」労働がみられること。その三は半田家の経営縮小にもかかわらず、雇傭労働が人数、日数とも増加していることである。雇傭労働人数（農業労働のみ）は文政五年一一名、同七年一四名、同八年八名で、日雇の雇傭日数、五二、四二・五、二六・五と共に二倍以上の増加である。このような諸点を考慮して各労働形態別にその性格を検討することにしたい。

給取労働——文政七年の給取奉公人の年季は四名のうち半年季（半切）、一年季が各一名、他は不明である。同年の労働構成をみると、半年季奉公人も一年季奉公人同様に、その就労日数は一年間にわたっていることが注目される。義七の年間就労日数は一二七日であるが、月平均は一〇日内外（最高が六月で一六日、うち三日は「賃」）であり、日記帳無記載日を考慮しても一五日以上にはならない。善三郎もまた同様で、就労日を詳細に検討すると、両者がほぼ四、五日を交互に半田家に通勤して就労している。義七と善三郎との関係を知ることが出来ないが、半田家との奉公人契約では共に半年季奉公人なのである。また、両者とも、五日、五日半と日雇労働として雇傭されているが、給取奉公人としての就労予定日でない日に就労した日が「雇」「賃」労働となったと思われる。また、就労予定日でない日には半田家と善三郎との間に「よい」「よい労働関係が結ばれているから、善三郎は農業経営者であろうと思われる。このように給取奉公人の農業経営者としての側面が、給取奉公人の諸形態（年季の長短等）を規定していることは否定し得ないであろう。勿論、農業経営といっても表11の「困窮の度合」によれば善三郎は「極困窮者」（文政八年）であるから、貧農層といえる。この点は雇傭労働が戸主と農業経営者を出自とするか、子供等の戸主以外の家族員を出自とするかということにも関係していると思われる。土地経営が一義的な体制下においては、前者は自己の農業経営に従事する一方、他経営に雇傭されるのであるか

表11 半田家の雇傭労働の性格 (文政期)

氏名	労働形態	雇傭期間 または日数	労働内容	困窮の度合	
文政五年	義七	負債	17	田草取, 花摘, 花 から引	
	〃	懸	2	稲刈	
	半惣三	懸	1	田草	
	平吉	雇	9	刈	
	善三郎	雇	1	麦ふち	中極
	〃	雇	2	花摘	困窮
	〃	雇	1	花摘	
	源吉	雇	1	花摘	
	源七	雇	1	花摘	中
	源七	雇	1	花摘	困窮
文政七年	〃	雇	6	稲刈	極
	〃	雇	1	稲刈	困窮
	源六	雇	6	稲刈	極
	〃	雇	1	稲刈	困窮
	大助	雇	2	稲刈	困窮
	〃	給	半年	取	
	義七	給	5	田植, 田草取	
	義七	給	1	田植	
	助善三	給	1	田植	極
	〃	給	半年?	困窮	
文政八年	〃	賃	4.5	油草植, 麦ふち, 田草取	
	〃	賃	1	米拵	
	半作	給不			
	留兵	懸			
	〃	賃	1	田草取	中
	〃	懸	1	田草	困窮
	惣吉	賃	17	麦ふち, 田草取, 花摘, 稲こき	
	九左	懸	1	田草	極
	小平	賃	1	稲こき	困窮
	小源	賃	1	田草	極
文政八年	おと	賃	1	田草	困窮
	権平	賃	4	稲こき	
	源造	賃	4	稲こき, 米つき	
	源六	賃	5	米つき	
	よ	賃	4	拵植	極
	お金	賃	4	田植, 田草	困窮
	半助	賃	5	田草	
	半三	賃	1	田草	困窮
	〃	賃	2	田草	
	〃	賃	1	田草	
作惣	賃	1	田草		
〃	賃	0.5	田草		
次吉	賃	5	稲刈, 稲つ		
〃	賃	2	稲刈		



ら一時的な雇傭形態たる短年季奉公人、更には日雇労働（專業ではない）となり易く、後者は自己の零細経営の下では余分な労働力となりより有利な一年季奉公人として持続的に形成される条件をもっている。

「負」労働——まず、日記帳に「負」労働の記載例をみることにする。（文政五年）六月五日 花摘負ニ而源吉、義七、

勘子外ニ半三、作次……とあり、そのうち、義七の例であるが、「六月晦日 老ノ七百文 義七渡負錢 十七日分」と、一日一〇〇文の負錢ニ賃銀が支払われている。更に、この一七日間の作業内容をみると、紅花摘七日、紅花から引三日、田草取一日、他の六日は不明となっている。これ以上、「負」労働の性格を知る手掛りを得ていないが、一作業に集中的に雇傭される労働形態ではないかと思われる。「賃」、「雇」労働より集中性のある賃労働形態であろう。当然その他にも、他の雇傭労働と区別出来る特殊性をもっているであろうがここでは不明である。

「懸はなし」労働——この労働形態は量的には雇傭労働のうちで最も少いのであるが、天保十四（一八四三）

年の賃銀改の対象ともなっており、一般的に存在していた労働形態と思われる。他の日雇労働よりも賃銀が二倍から三倍程度高い（表10参照）のを著しい特徴としている。日記帳にその記載例をみると、（文政五年）五月十三日 田草

取 善三、作次、負義七、懸離し半三……（文政七年）六月十三日 田草取 雇義七、惣吉、懸けはなし留兵衛、九左エ

門」とあり、同一作業に、日雇賃銀を異にする労働が同時に雇傭されているのである。個々の日雇労働形態は投入作業の種別に規定されているのではなく、同一作業労働に個々の労働条件の相違をもつて存在しているのである。この段階で、しかも、例えば田草取というような農作業においては個々の労働者の技術上の差が労働形態、賃銀差を生んでいるとは考えられない。このことは同一人が同一作業に、日を異にして就労して、労働形態、賃銀差があることからしても指摘されることである。むしろ、雇傭主体の食事提供の有無、休憩時間の短縮等を内

容とする労働時間の長短等の労働条件が日雇労働の諸形態を規定していると考えられるのである。前借関係及びその類の諸関係によつてではなく、こうした労働条件に応じて賃銀が決定されていることは日雇労働の形式上注目される点である。

以上、半田家の農業労働組織の分析を通じて、諸雇傭労働の展開と形態を検討してきたが、その結果、次の諸点が指摘される。安永期の雇傭労働については、(1)従来、奉公人の形態論において、居消費奉公人は質物奉公人から給取奉公人への過渡的形態とされ、質物奉公人の性格が指摘されているが、雇傭主体の労働力の需要性に規定されている面が重視されるべきである。そして、この点は質物奉公人が身代金関係に規定され、その展開方向が放下人関係に転化する事実と合せて考えるべきであろう。(2)居消費奉公人と給取奉公人の相違は身代金関係の有無に顕著であるが、この期の身代金関係は一般の金銭貸借関係に転化し、居消費分は給金化している。この転化は奉公人析出層⇨封建小農民の下での商品生産の展開をその条件としており、給取奉公人の形成はかかる農民的商品生産に即応するものと考えられる。(3)しかし、安永期の農民的商品生産の発展は未だ充分でなく、労働の需要性に規定されると同時に身代金関係が労働力関係を規定しているのがこの時期の特徴であった。前者に規定された給取奉公人、日雇と、後者に規定された居消費奉公人が、いわゆる循環的移行関係にあるのもそこにある。(4)安永期から文政期にかけての農業労働組織での著しい変質は常傭労働が居消費労働中心から給取労働に変わった事である。(5)化政期、天保期の領主の農業労働者に対する関心は日雇労働の形成(農民の土地からの離脱)を阻止し、豪農経営維持のため給取奉公人を確保するにあつた。(6)諸形態の日雇は賃銀形態を異にしており、それは客観的な労働条件の未成立を意味しているが、しかし、それは雇傭主体と雇傭労働者との経済外的な諸関係がそうさせているとは必しもいえないなくなつてゐる。賃銀は労働量に應ずる実質的な日給制をとつてゐるのである。

#### 第四節 日雇專業者の形成

前節においては安永期と文政期の半田家の農業労働組織を具体的に分析し、それを通じて雇傭労働の展開とその形態を検討してきた。ここではかかる農業労働組織の内容と雇傭労働の展開を前提として、明治初年の家業（職業）調査を直接の手掛りとし、幕末・明治初年の全再生産構造における雇傭労働の展開を検討しようとするにある。

表12は村山地方における明治初年の家業一覽表である。<sup>(32)</sup> 現在のところ六カ村のみであるが、新吉田村は新庄藩に属し、村山地方の北部、山口村、深堀村、山辺村、芳賀村はほぼ中央部、松原村は半田家のある谷柏村の隣村で南部に位置している。ほぼ紅花生産地帯全域にわたつて散在している。新吉田村は慶安年間に開発された農村で、貞享元（一六八四）年の田畑の割合は四・七％、九五・三％で畑地が圧倒的割合を占めている（同年名寄帳）。幕末に多少新田開発による田地の増加があるがこの割合は大差はない。<sup>(33)</sup> 山口村は最上川東部に位置し、明治八（一八七五）年の田畑の割合は三四・三六％、六五・六四％でやはり新吉田村同様畑地勝ちの農村である。松原村は羽州街道に沿う宿場町、深堀村、山辺村の両村は小城下町山辺の一角をなしている。芳賀村は最上川東部の農村である。このような各村の特殊性は家業数及びその種類からも指摘される。即ち、新吉田村の家業数は五種、山口村は一三種、松原村は二一種と一五種、深堀村二五種、山辺村四四種である。家業数のすくない新吉田村、山口村中下組、芳賀村の三カ村は純農村であり、家業の農業のほかは日雇、駄賃取等が主要家業である。

表12 明治初年の家業一覧表(村山郡)

註：( ) 家業の種類数を示す

家業	村名	新吉田村 (明4)	山口村 中下組(明5)	松原村 (明9)	松原村 (不明)	深堀村 (明9)	山辺村 (明9)	芳賀村 (明9)
農業	業	40	110	44	36	122	137	49
日奉	雇公	5	26	3	5	11	30	8
農間出稼		4						
綿駄賃取			1			6	12	
百姓日雇			3			2	6	
手間取					5			
蚕業				3		5	15	
馬業				5				
馬士				5	3			
農業馬士				15	15			
商姓	い		3		2			
百姓商	い				6			
染物取	師					12	3	
産物取	次					8		
綿屋	屋						7	
その他家業		3(2)	18(7)	23(15)	33(8)	40(18)	96(36)	不明
不計	明	52(5)	162(13)	98(21)	126(15)	206(25)	313(44)	不明

家業数の多い松原村は農業、日雇のほか交通労働者の家業と養蚕業に関する家業が、山辺、深堀両村は農業・日雇のほかは染師、産物取次等の商業、手工業、駄賃取、手間取等が主要家業である。それぞれ村の特殊性が反映しており、商品生産の展開による著しい社会的分業がみられる。ただ、社会的分業の進展といっても特殊商品の生産過程での分業化というよりも、その流通面での分業化の進展である点に注意しなければならぬ。それは、村山地方で最も商品性の高い紅花ですら、加工部門は干花加工のみで、それも農業内での副業以上にはなっていないのである。その他の商品といえどもこの点は全く同様である。従って、表12にみる家業としての諸種雇労働は農村工業ではなく商業的農業の展開とともに形成、存在しているといつてよく、先の半田家にみた雇労働の展開過程とみるこ

業を日雇とするものの存在が注目されるのである。各村の家業を日雇とする戸数は各々五、二六、三、五、一一、三〇、八と六カ村全部に存在し、しかも、松原村と深堀村を除く各村では農業戸数につぐ戸数の多い家業であり、注目されるのである。このほか「駄賃取」「百姓日雇」「手間取」等、家業として日雇に相当する賃労働者が存在していることをも念頭において、家業としての日雇の存在形態をより詳細に検討することにする。

表13は明治初年における新吉田村の家業表である。<sup>(34)</sup>家業を「農業」とする家四〇戸、「日雇取」とする家五戸、「奉公」とする家四戸、「大工」とする家二戸、「渡守」とする家一戸である(家業は戸主の職業)。家業を日雇取とする家の家族構成を明治四(一八七二)年の「家業人別帳」にみることにする。

## (イ) 高五石四斗壹升九合九勺貳才

一、御百姓日雇取 忠 藏 年六拾四

同 女房 年五拾九

女子 まき 年廿四 居村善之助嫁ニ遺申候

長瀬清三郎方江奉公 二男 重次郎 年廿七

居村竹藏江奉公 三男 忠四郎 年拾八

家内ノ四人 内三人男一人女

(ロ) 名子日雇取 岩 次郎 年五拾九

農 同女房 年四拾五

同男子 長四郎 年拾七

岩木村弥五兵衛ニ 二男 熊 治 年拾五

奉公 三男 与義 年九つ

四男 權作

家内、六人 内五人男 一人女

(イ) 高六石四斗五升九勺六才

表御百姓北口町庄蔵支配番代

一、沢畑村極楽院奉公 藤 五 郎 年五拾

小商ひ 同女房 つぎ 年四拾九

日雇取 男子 藤次郎 年三拾

沢畑極楽院奉公 二女 つな 年拾七

深沢村又右エ門奉公 三女 ちよ 年拾五

藤五郎弟日雇取 留 五 郎 年四拾

同人おば日雇取 き し 年五拾

家内、七人 内三人男 四人女

(イ)忠蔵の場合。各家族員の職業は右記の通りであるが、忠蔵を日雇專業者とするに當つて問題となるのは持高である。新吉田村の家業人別帳は文政期以降明治四年までのが、数冊現存しているが——但し家業記載は明治四年のみ——この間同帳記載の各家の持高はほとんど変化していない。例えば、庄屋の鹿野家の持高は二八石九斗余で変化をみないが、實際は文化十二(一八一五)年の立付高は一〇八石九斗余、明治四年の田地立付高のみで五二石余である。従つて、家業人別帳の持高は現実の所持高ではないと考えてよい。また、明治六年の「田

畑立付米小作名前其外取調書上帳」によると小作地をも所持し、ましてや貸付地をも所有していない。彼の再生産の基礎は日雇稼にあつたと考えてよいであろう。しかし、それは家族員も奉公に出ることによつて可能なことであり、戸主の日雇稼で一切の家計を維持しているわけではない。42堂免は女一人で他に家族はなく、日雇。44吉三郎は女房と二人のみでともに日雇。45永七後家も同弟永治と二人のみで共に日雇、番代百姓で六石六斗余の持高があるが忠藏同様現実の経営を示すものでないと考えられ、この忠藏、堂免、吉三郎、永七後家は日雇專業者と把えてよいであろう。

(ロ)岩次郎の場合。家族は男女六人であるが、戸主の岩次郎は日雇取、同女房と長男が農業、二男は他村奉公、他は年少者で就労年令に達していない。(ハ)の例でも明かであるが、この家業人別帳では個々人の職業(奉公等も含む)を記すことを原則としているのである。岩次郎家では岩次郎女房と長男長四郎が農業に従事し、岩次郎、二男熊治が日雇稼と奉公で一家の生計が維持されていたと考えられる。慶応二(一八六六)年に鹿野家所持の小作地を耕作していることからして農業経営は小作経営であろう。明治六年には村内に小作地を耕さず、また、明治八、九、十年には鹿野家小作人ではないようである(各年の穀物日入帳<sup>(35)</sup>)。

(ニ)藤五郎の場合。戸主が日雇取でなく奉公に出ている場合の例である。戸主の藤五郎は他村に奉公に出ており、女房は小商い、女子二人が奉公、弟及びおばが日雇取である。明治六年の調査では北口村鈴木庄藏を地主とする小作人で、その内容は畑立付高四斗、屋敷地立付高四斗であり、農業経営者としての性格は極めて稀薄である。小商いと日雇稼、奉公稼で一家の生計が維持されていたと考えられる。46倉吉、47源藏、49勝治は、多かれ少なかれ、藤五郎と同様であろう。

以上のように、家業を「日雇取」「奉公」とする者には日雇賃銀あるいは奉公給金で生計を維持・再生産して

新吉田村家業表

註：( ) 内女

氏名	家業	地主・自作別	持高(石)	身分	家族員数	内	
						日雇取	出奉公人
30. 与七	〃	小作		名子	4(2)		
31. 四兵衛	〃	〃	5.8048	御百姓	6(3)		
32. 久次郎	〃	〃		不明	6(2)		
33. 太次郎	〃	〃	6.8406	御百姓	6(4)		
34. 吉兵衛	〃	〃		名子	6(3)		2(1)
35. 清六	〃	不明		不明	12(5)		
36. 新太郎	〃	自作・地主小作	4.6941	御百姓	4(1)		
37. 文藏	〃	小作		水呑	5(3)		
38. 市藏	〃	不明		名子	6(4)		
39. 孫右工門	〃	小作		〃	3(2)		
40. 伊作	〃	〃		不明	6(2)		
41. 忠藏	日雇取		5.41992	御百姓	4(1)	1	2
42. 堂免	〃			名子	1(1)	(1)	
43. 岩次郎	〃			〃	6(1)	1	1
44. 吉三郎	〃			〃	2(1)	1	
45. 永七後家	〃		6.6806	番代	2(1)	2(1)	
46. 倉吉	奉公(居村)	小作・借地		名子	3(2)		2(1)
47. 源藏	奉公(他村)			〃	3(2)	(2)	1
48. 藤五郎	奉公(他村)	小作・借地	6.45096	番代	7(4)	3(1)	3(2)
49. 勝治	奉公(居村)	借地		不明	4(1)		1
50. 清四郎	大工	〃		名子	3(1)	2(1)	
51. 重吉	〃			〃	3(2)		
52. 三四郎	渡守			〃	5(4)		
計		農業 40名 日雇 5名 奉公 4名 大工 2名 渡守 1名 52名				計 16名 内男 9名 女 7名	20名 内13名 7名



表13 明治初年の

氏名	家業	地主・自作別	持高(石)	身分	家族員数	内	
						日雇取	出奉公人
1. 鹿野 武四郎	農業	地主・自作	28.93285	庄屋・御百姓	8(5)	1 (木挽)	
2. 儀七	〃	小作		水呑	8(3)		
3. 三五郎	〃	〃		〃	7(2)		
4. 儀平	〃	〃	5.87268	長百姓	8(2)		
5. 栄蔵	〃	自作・地主	7.73244	〃	8(4)		
6. 武七	〃	自作・小作	6.8936	御百姓	12(8)		
7. 権太郎	〃	小作・借地		名子	10(4)		
8. 勘平	〃	小作	5.58792	組頭・御百姓	9(4)		
9. 又蔵	〃	〃		名子	5(2)		1
10. 庄五郎	〃	自作・小作	5.3801	御百姓	7(3)		
11. 新蔵	〃	不明		名子	4(1)		
12. 今之助	〃	自作・小作	5.53434	御百姓	9(4)		
13. 平三郎	〃	〃	5.34434	組頭・御百姓	16(8)		
14. 政蔵	〃	小作		名子	6(4)		
15. 庄太郎	〃	小作・借地		〃	6(2)		
16. 左三助	〃	小作		〃	6(2)	2	
17. 周助	〃	〃		〃	8(5)	(3)	
18. 治兵衛	〃	〃		〃	4(1)		
19. 新六	〃	不明		〃	4(2)		
20. 与助	〃	小作		〃	10(6)	1	
21. 竹蔵	〃	自作・地主	5.5243	長百姓	5(3)		
22. 権之助	〃	不明	6.4205	御百姓	9(5)		
23. 弥右門	〃	自作・小作	5.56236	〃	11(3)		
24. 久一郎	〃	〃	8.66217	組頭・御百姓	8(4)		
25. 亦太郎	〃	小作		名子	6(3)		
26. 惣治後家	〃	自作・小作	9.48687	御百姓	6(5)		
27. 藤兵衛	〃	小作		名子	4(2)		
28. 藤八	〃	不明		〃	5(3)	1	
29. 吉之助	〃	自作・小作	5.09589	御百姓	7(3)	2	

いる者と小規模農業経営（小作経営）とを兼ねている者とが存在していたのである。

表14は山口村中下組の家業としての農業以外の諸家業と土地関係とを示したものである。<sup>(36)</sup> 明治五年の山口村中下組の戸数は一六二戸でこの地方では比較的大村である。家業数は一三種で、農業の一〇戸が最も多く、次が日雇（二六）となっている。純農村の新吉田村に比して家業数が多いけれども、その内容は宿場町の松原村、小城下町の深堀村、山辺村の在郷町場としての特殊家業（馬士、染師、米屋、綿屋等）とはちがつて、多くは一般農村に「村抱え」的家業として存在している諸種の家業である。農間出稼、煙草刻、駄賃取、産物駄賃、穀物駄賃、日雇等の家業は紅花・煙草・大豆等の商品作物の生産と流通の展開にともなつて形成し、存在している家業であり、社会的分業の進展がうかがわれる。

表14の「所有地面積」は明治八年の同村地引帳により、「小作立付高」は同村名主で村内最大の地主である伊藤義左エ門家の地主年貢納帳に基いて作成した。この二種の帳簿で、明治初年の土地関係を表わすには十全ではないが、新吉田村の例とも比較して検討してゆきたい。日雇を家業とする者二五名のうち、土地所持者は六名、伊藤家の小作地経営者が一三名となっている。日雇で土地所持者の最大は手塚与吉であるが、その所持面積は畑地の一反二畝余、次が伊藤文助で畑地四畝弱、屋敷六畝余、計一反余で、他は一反未滿の小規模所持者である。小作経営規模は伊藤家の小作地のみであるから、実際の小作規模は表14の「小作立付高」以上であるが、この表でみる限りでは伊藤万吉が二石余で最大、畑作とすれば四、五反前後を推定させる高である。新吉田村の家業を日雇とする者五名の全部が土地所持者でないことは表13で明かである。鹿野家の明治六年の村内立付高は田米（田地）九〇俵三斗二升五合、畑米（畑地）八俵三斗七升三合、畑大豆（畑地）一九三俵一斗一升五合であるが、日雇を家業とする者は一人も同家の小作人とはなっていない。

新吉田村、山口村の両村の家業を日雇とする者と土地関係をみると、土地所持者であるとしてもその規模は極めて小規模で、田地あるいは畑地の一片を所持しておるにすぎず、屋敷地を所持する者は一人のみである。本百姓としての条件は全く喪失している。土地経営のほとんどは小作（借地）経営であるが、その規模も四、五反を限度とする規模で、多くは一反前後の小規模小作経営であると考えられる。ここから、日雇労働の析出層を問題とするのであるが、それは次の鹿野家雇傭の日雇を取上げるに際して検討するところである。明治初年の家業調査で、家業を日雇とする者のほとんどは日雇専業者であり、土地経営を行うも、それは極めて小規模で兼業の程度であろうと考えてよい。先に文政期の雇傭労働を検討して、著しい賃労働関係の展開をみたが、それはかかる日雇専業者の形成過程でもあった。

日雇を家業とする者のほかにも職人日雇ともいべき者が存在していた。煙草刻、農間出稼、産物駄賃、駄賃取等はそうした者であった。このほか、農業を家業とする者で日雇稼を兼業としている者はこれら日雇専業者に倍して存在している（表13参照）。

このように明治初年にみられる日雇専業者はすでに幕末期にその成立をみるのであるが、それがただちに、幕末・維新期の農業労働組織が日雇専業者をもって構成されるようになったことを意味するわけではない。次の表15は嘉永四（一八五二）年における山辺村の奉公人出入を表わしている。<sup>(37)</sup> 出奉公人は男一四人、女二人の計一六人で、奉公人形態別の内訳は一年季の給取奉公人一四人、日雇取四人である。入奉公人は男三人、女二人で全部給取奉公人で、四人が一年季、他が一年三カ月の年季である。一年季の給取奉公人が一般的な年季奉公人の形態となっている。この給取奉公人のほか、中間奉公、見習奉公（例えば鍛冶職）等数名みられるが、質物奉公人、居消奉公人はみられない。奉公先は出奉公人で置賜地方（一本柳村）に出ている二名を除けば、他は、入奉公人

家業と土地経営 (明治5年山口村中下組)

名 前	職 業	所 有 地 面 積 (反)				小作立付高 (石)
		田	畑	屋 敷	計	
28. 伊藤喜七	〃					1.2425
29. 庄司吉三	〃					0.1900
30. 松田善兵衛	〃	0.602	0.105		0.707	
31. 村山政治	〃					0.3562
32. 伊藤善助	〃					
33. 権山権助	〃					
34. 村山角助	〃		0.820		0.820	0.1125
35. 村山勘八	〃					0.1625
36. 村山十治郎	〃					
37. 伊藤小市	〃					
38. 村山松兵衛	〃		0.118		0.118	0.1125
39. 新関円八	〃					0.300
40. 大山平治	〃					0.200
41. 大山平四郎	〃					
42. 大山伝七	〃					0.740
43. 新関権四郎	〃		0.203		0.203	
44. 平塚与吉	〃		1.209		1.209	0.230
45. 土屋簡兵衛	〃					
46. 大山万蔵	〃					
47. 大山治郎兵衛	〃					
48. 滝口五平治	〃					
49. 滝口多吉	〃					
50. 滝口佐平次	〃					
51. 伊藤万吉	〃					2.0625
52. 伊藤与四郎	〃					0.1125
計 (人数)	52名	4名	11名	6名	13名	28名

をも含めて、隣村乃至二、三カ村の近村との出入であった。性別にみると男が圧倒的で二〇才前後に集中しており、農業経営への雇傭が中心であったと思われる。11多右エ門、14まつ、15孫市、16伊之助は日雇取で山形城下と仙台藩村田に出ている。この日雇取は家業の日雇取であろうと思われる。行論上注目される。仕事の内容は不明であるが、奉公先から考えて出稼的な労働であり、仙台藩村田は最

表14 農業（家業としての）外の諸

名前	職業	所有地面積(反)				小作立付高(石)
		田	畑	屋敷	計	
1. 伊藤治平	商					0.425
2. 伊藤栄五郎	商	13.912	12.628	7.529	34.612	1.240
3. 村山治助	商					0.1125
4. 伊藤宇蔵	大工					0.1125
5. 伊藤忠蔵	大工					0.1125
6. 新関彦治	屋根葺					
7. 滝口多七	〃					
8. 伊藤平十郎	〃					0.8162
9. 新関四郎治	下駄打					
10. 平塚十治郎	馬喰			0.513	0.513	0.050
11. 大山孫内	〃	4.002	3.125	0.829	8.026	1.700
12. 庄司吉治	木挽					0.1325
13. 伊藤孫七	〃		0.415		0.415	0.1125
14. 伊藤万太郎	〃					
15. 大山彦内	〃		2.614		2.614	0.930
16. 松田長蔵	農間出稼					0.1125
17. 村山清治郎	煙草刻	8.928	3.722	0.901	13.621	0.150
18. 村山助治	〃					
19. 滝口幸助	〃					
20. 松田平作	棉打			0.312	0.312	
21. 新関権七	駄賃取					1.800
22. 新関七兵衛	産物駄賃					
23. 吉田亀治郎	穀物駄賃					
24. 平塚与助	土方					0.700
25. 滝口庄エ門	〃					
26. 滝口松太郎	〃					
27. 伊藤文助	日雇		0.329	0.607	1.006	1.0625

上商人が紅花集荷に出てゆく場所であり、村山地方（いわゆる最上地方）と深い関係のあるところである。<sup>38)</sup>

以上のように、いまだ日雇專業労働の農業労働に占める割合（量的）は小さく、短年季の給取労働と、次に分析する農業経営を主とする者で、一時的に日雇労働となる日雇が豪農、富農経営の主要雇傭労働であつた。勿論、それはあくまでも量

表15 嘉永4年 山辺村奉公人出入及び入人

氏名	性別・年齢	出身村	奉公先(村)	奉公人形態	年季
(出人)					
1. 兵次	男 19		長谷堂村	給取奉公人	1年
2. 太兵衛	男 18		高橋村	〃	〃
3. 権八	男 26		〃	〃	〃
4. 佐之助	男 39		米沢一本柳村	〃	〃
5. 茂兵衛	男 43		〃	〃	〃
6. 里よ	女 19		深堀村	〃	〃
7. 丹次郎	男 12		〃	〃	〃
8. 仙助	男 47		〃	〃	〃
9. か弥	男 15		高橋村	〃	〃
10. 勘七	男 65		高長崎村	〃	〃
11. 多右エ門	男 26		山形町	日傭取	
12. 高吉	男 24		高橋村	給取奉公人	1年
13. 仁助	男 19		高深堀村	〃	〃
14. まつ	女 22		山形町	日傭取	
15. 孫市	男 50		奥州村田	〃	
16. 伊之助	男 11		〃	〃	
(入人)			(氏名)		
1. 栄作	男 23	上反田村	才兵衛	給取奉公人	1年
2. とよ	女 17	志戸田村	平七	〃	〃
3. 年次郎	男 42	高橋村	羽田重右エ門	〃	〃
4. 左之次	女 66	〃	後藤忠次	〃	〃
5. 助次	男(不明)	〃	七兵衛	〃	1年3月

的な意味でのことであり、農村内に成立した日雇專業者の存在を低く評価するものではない。次に、このような幕末・維新期の雇傭労働の一般的な傾向を前提として、明治初年における豪農経営の労働構成を検討し、日雇專業者を含めての諸雇傭労働の存在とその展開方向を統一的に検討することとしたい。

山口村伊藤義左エ門家は村山地方でも屈指の地主である。天明期の立付高は二一八俵余、享和期以降安政期までは五〇〇俵台、慶応期以降は八〇〇俵く九〇〇俵前後の立付高となっており、手作経営規模も立付高の増加とともに増加し、明治初年は二〇〇俵前後となっている。この規模については多少の疑問がともなう

けれども、豪農経営の発展がみられる同家の明治十一（一八七八）年の雇傭労働は給取奉公人男六名、女三名計九名、同十二年は男七名、女四名の計十一名、同十三年は男七名、女二名の計九名と、連年一〇名前後の給取奉公人が雇傭されている。同十一年の日雇は男二三名、女一九名の計四二名で、延労働日数は一七三〇・五日である。給取奉公人、日雇とも半田家の比ではなく、多量の雇傭労働が投入されている。それでも紅花生産地帯の中央部で畑地勝ちの伊藤家においても雇傭労働の主要労働は、半田家（文政期）と同様に給取奉公人である。鹿野家の常傭労働については史料の不備からほとんど明かにし得ないが、二、三の例からその性格を検討しておきたい。

鹿野家は慶安期に開発された新吉田村の、開発当初からの世襲庄屋である。同家の土地集積については詳かでないが、文化十二（一八一五）年の土地経営規模は立付高一〇九石余（田地二五石六斗、畑地八三石八斗一升三合）で、田地の四三・三％（一一石余）、畑地の八七・二％（七八石余）が小作地として貸付けている。明治四年になると田地のみで五二石余のうち三六石余（六三・〇％）を小作地に出しており、同家の土地集積とそれに伴う地主化の進行がみられる。幕末・維新时期の手作経営規模は二〇石前後と考えられ、伊藤家と同様のゆる豪農経営である。表16は明治八、九、十年の同家の「穀物日入（日記）帳」によって作成した三カ年の地主経営規模を表わしている。田地（米）・畑地（大豆・小豆等）共に一年毎に増加（地主化の進行）をみせているが、なかでも畑地（大豆）小作地の増加が著しい。同家は紅花生産においては自家生産のほか、生花購入による干花加工生産を営み、更に干花の仲買業をも営み、商人的性格があった。生産者として干花加工生産にとどまっている半田家、あるいは花輪家の経営とは異っている。そこには当然、地主・小作関係を通じての農民把握、紅花仲買商、干花加工生産者としての小商品生産者把握があった。こうした雇傭主体の性格が雇傭関係を規定していることは充分に考慮

表16 鹿野家の地主経営 (明治初年) A = 小作料額, B = 小作人数

	明治 8 年		明治 9 年		明治 10 年	
	A	B	A	B	A	B
米	俵 60.139	24	俵 96.0025	24	俵 96.338	26
粃					267.650	6
大豆	36.163	87	96.100	45	俵 179.384	66
大小豆			1.000	1		
小麦	0.300	1	1.000	1		
蕎麦	5.350	5				
きみ	4.160	3				
すみ					4.000	1

表17 給取奉公人の給金支払形態

慶応2年 給金2両2分

現物	はんでん	1分	400文
	せわけ古手	1 <small>ヅ</small>	400文
	薄小 (1丈1尺)	1 <small>ヅ</small>	595文
	小計	1分	3 <small>ヅ</small> 395文
現金	小遣い(かえり之節)		800文
	小遣い(参候節)		100文
	小計		900文

慶応三年 給金2両

現物	ゆかた	3分2朱	200文
	はんでん	2分3朱	
	もんへ	1分	300文
	小計	1両3分1朱	500文

給与となっており、慶  
の給金二両は全額現物  
現金九〇〇文。同三年  
三貫三九五文相当)と  
分は現物給与(一分・  
慶応二年の給金二両二  
給金支払形態である。  
られる。表17は倉吉の  
るように現物支払もみ

しなければならぬ点であろう。次に鹿野家雇傭の雇傭労働の性格を  
検討する。  
常備労働であるが安政二(一八五五)年の場合、居消奉公人が三名、  
給取奉公人三名となっている。居消奉公人の居消部分は同年季(一  
年)の給取奉公人の給金とほとんど同額であり、その違いは「かし  
金」関係が奉公以前にあるか否かで、人身を担保とし、労働を拘束す  
るといふ性格は薄れている。年季は「かし金」額の如何を問わず、給  
取奉公人と同じく一年季である。給取奉公人の給金は現金支払である  
が、慶応二、三(一八六六、一六七)年の給取奉公人の倉吉にみられ



応二年に現金支払がみられるが、それはごく少額であり、「小遣い」という形で給金が支払われているように、現物給与と同じく恩惠的性格が窺われる。給金支払形態は個々の条件によって左右される場合があると思われるが、現金支払形態が一般化している段階に現物給与が行なわれているのは雇傭主体の性格、即ち、豪農経営の古い側面がそこにかがわれるのである。他生産者あるいはその他の村民に対して金融関係というよりは生産関係（商品生産）を通じて関係をもっている富農・中農上層においては、給取奉公人が主要な雇傭労働ではあつても、現金支払が給金支払形態の一般的な形態となつているのである。

次に鹿野家雇傭の日雇を表18によって検討する。この表にみる日雇は各年とも鹿野家との「差引関係」においてみられる日雇労働であり、同家雇傭の日雇のすべてとはいえない<sup>(39)</sup>。しかし、日雇労働の形態とその性格を検討するに十分であり、豪農経営の雇傭労働を知ることが出来る。なお、この表には屋根葺等の職人日雇は除かれている。日雇人数は元治元（一八六四）年、慶応三（一八六七）年、明治四（一八七二）年はともに五名で、明治六年が一二名、同九年が一四名となつている。先にも述べたように同家雇傭日雇の全部ではないが、この幕末期から明治初年にかけての日雇の増加は、日雇労働の一般的な増加を表わすと思われる。個々の労働日数はまちまちであるのは当然であるが、一カ月以上の日数に及ぶ者（勿論延日数）は明治四、六、九年に一〇名を数え、そのうち家業を農業とするもの三名、日雇取、奉公、大工とするもの各々一名、他の四名は不明である。一カ月未満の日雇には家業を農業とするものが極めて多い。日雇日数の長短で日雇の性格を云々することは必ずしも妥当ではないが、一カ月以上の者には日雇專業者に近い性格が指摘される。短日数の日雇の家業が多くは農業であり、それも明治六年の庄五郎を除けば全部小作農である。そして、表18で経営形態を「小作」とする者のうち、倉吉（明六）、又蔵（明九）を除く、他の全部が鹿野家と小作関係のある小作人である。権太郎（明九）は鹿野家を

表18 鹿野家雇傭の日雇とその性格 (明治初年)

	日雇名	雇傭日数	賃 銀	家 業 (明治4年)	経営形態 (明治6年)	経営内容 (一部)
元治2年	幸之七 岩治郎 孫右工門 同女房 留五郎	16	岡分朱 賃 文 0.2 0.500 0.1 と 0.900 0.720 0.13 と 0.336	日 雇 取 農 業	小 作	紅花・菜種 紅 花
		不明 不明 16				
慶応3年	おしの 金助 与四郎 左之助 同女房	不明	0.1 と 0.545 4.02 と 0.400 0.32 0.01 と 5.817 0.400	農 業	小 作	紅花・菜種 菜 種
		不明 10余 2				
明治4年	伊作房 同女之助 左之助 留留藏	8	5.320 1.500 4.20 4.20	農 業	小 作	菜種・紅花 菜種・紅花
		3				
		62.5		農 業	小 作	
		66 54				
明治6年	倉吉房 同女五郎 政藏 孫右工門 同女房 左之助 同おとめ 同おとめ 武八女房 庄助藏 市藏	49	2.20 と 2.223 0.320 0.20 0.20 と 0.555 3.22 と 0.415 0.12 と 0.450 0.11 0.20 1.00 と 1.070 0.22 0.23 と 0.070 0.20	奉 公	小作・借地	紅 花
		1				
		9		農 業	小作・自作	菜 種 紅 花
		10.5				
		70.5		農 業	小 作	紅花・菜種
		12				
		5		農 業	小 作	紅花・菜種
		9				
		29		農 業	小 作	紅 花 紅 花
		14.5				
13.5	農 業	小 作	紅花・菜種			
9						
明治9年	權吉房 藤次郎 同女房 源蔵女房 おとう 孫右工門 五郎八 又蔵助 左之助 權太郎 周吉房 武八女房 重吉 留吉	13	0.30 0.20 1.00 4.12 0.33 1.00 と 2.495 7.00 と 2.103 7.02 と 2.100 1.30 1.10 0.12 52.500 11.900	日 雇 取 農 業	小 作	生 花
		8				
		16		農 業	小 作	紅花・菜種 紅花・菜種
		70				
		15		農 業	小 作	紅花・菜種 紅花
		17.5				
		101		農 業	小 作	紅花・菜種 紅花・菜種
		84				
		16		農 業	小作・借地	紅花・菜種 紅花
		2				
		7.5		大 工	(借 地)	紅 花
52.5						
59.5						

表19 小作経営と日雇労働 (明治初年)

小作規模 (石)	小作人数 (明6)	鹿野家雇傭日雇層					計
		明治6年	明治7年	明治8年	明治9年	明治10年	
26~28	1						
⋮							
22~24	1						
20~22							
18~20	1						
16~18	1						
14~16	3		1	1			2
12~14	2						
10~12	4			1			1
8~10	6	2	1	1	1	1	6
6~8	8	1	1	1	2	2	7
4~6	6	2	2	2	1	2	9
2~4	9	2	1			1	4
0~2	10	1	1	1	2		5
不明		2	2	0	5	2	11
計	52	10	9	7	11	8	45

「借地」主としている。この期の地主小作関係には著しい錯綜関係がみられるけれども、鹿野家の地主経営が、自己の手作経営の雇傭労働関係を規定していることは明かであろう。表19は明治初年における村内の小作人の小作経営規模と鹿野家雇傭の日雇との関係を示している。明治六、七、八、九、十年の五カ年の同家雇傭の日雇は四五名であるが、一名の不明を除けば、小作規模(立付高)<sup>(40)</sup>四石〜六石の層が最も多くて九名、次が六石〜八石層となっている。小作規模一〇石未満五石までの層が鹿野家雇傭の日雇の主な析出層であるといえる。この点は伊藤家の場合も同様であった。史料の性質上、ここでの小作規模は各人の全経営規模の一部であるから、実際の小作人の経営規模は、表19で表示した高以上であるわけである。このように、農業経営としては決して安定した層とはいえないまでも、独立経営として成り立ち得る経営規模の農民、即ち、中農下層から貧農までの広汎な農民層が日雇の析出層を形成し

ているといえるのである。

次に、商品生産と鹿野家雇傭の日雇との関係を検討してみよう。鹿野家と表18の日雇の大部分は「差引」関係にあることはすでに述べたが、表18の日雇の「経営内容」はその差引関係にみられる限りのものである。差引関係にみられる紅花・菜種は日雇（小商品生産者）が鹿野家に販売した限りのものであるから、経営規模や、より以上の経営内容は明かにし得ない。この段階での紅花・菜種の市場関係からみて、日雇層のこれら商品の販売は自己生産物の販売を意味しているから、ほとんどの日雇が紅花・菜種を販売していることは、彼等が商品の生産者であることを示している。鹿野家は仲買商としてこれら日雇（小商品生産者）に関係しており、そこに商品流通を通じての生産者支配があった。その支配のあり方を含めて、両者の「差引」関係の具体的実例をみることにする。

孫右エ門差引（明治六年）

一、金三朱三百七十六文

申 米年貢代

一、同五両貳分三朱

同 （大豆）  
大ツ同断

四百五十七文

一、同壹分

酉五月廿八日 かし

此り三百七十六文

六両貳朱 壹百九十九文

内壹両ト三百文

菜種式斗代

同貳両ト六百文

生花代

同三両貳分式朱

日用 六十六日

四百五十五文

四日半

同壹分式朱

同かか分 十二

四百五十文

(ママ)  
三百五十文小以 $\times$ 七兩 $\times$ 七百六十五文

差引過金三步式朱 百五十六文渡済

明治六年の調査によると孫右エ門の経営は小作経営で、その小作立付高五石九斗二升五合の内訳は、田立付高二石七斗八升、畑立付高二石八斗四升五合、屋敷立付高三斗で、畑立付高二石以外の地主は鹿野家である。右によると明治五年の年貢は米(田地)が三朱と三七六文、大豆(畑地)は五兩二分三朱と四五七文となっており、同六年の小作立付高の調査とほぼ符合する。同年の孫右エ門の鹿野家に対する負債額は、この前年の年貢のほかは、五月借用の金一分とその利息で、合計六兩二朱と一貫二〇九文である。この六兩余の負債を生花代、菜種代、日雇賃銀で返済し、金三步二朱余の残金を孫右エ門が受取っている。以上が鹿野家と孫右エ門の差引関係の内容である。表18の日雇のうち、一九名(延人数)が鹿野家との差引関係をもっているが、そのうち、孫右エ門のよりに「差引」残額が日雇側に残るのは三分一で、残りの三分二は負債を翌年に繰越しているのである。鹿野家との差引関係だけで、日雇(小作農)の経営を規定することは誤りであるが、小作農の窮迫経済の家計補助として日雇労働が存在していたことは明かである。この地方では江戸時代後期に封建貢租の石代納(金納)が進められているが、右にみるような小作料の金納が一般的であったかどうかは断定しえないが——実例としては多い——商品生産が小作経営まで滲透して、相場変動のある紅花や菜種が集中的に栽培されてくると、現物の小作料

aは雇傭日数 bは賃銀を示す

単位(文)

慶應 4		明治 4		明治 6		明治 7		明治 8	
290		523		219		500		500	
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b
21	500	62.5	533	5	625	8	625	20	625
16.5	500	8	665	71.5	167	11	615	10	650
100.5	401	3	500	12	370	51	833	12	833
				49	555	12	625	72.5	597
				1	350	20	291	8	500
				9	555	33	555	2	625
				10	555	38	1000	2	714
				9	555	83.5	553	2	1250
				2.9	381	9	401	18	714
				14.5	431	29	555	33	682
				13.5	514	3	1250		
				9	555				
				9	555				
118	1401	73.5	1698	241.5	6248	297.5	7303	179.5	7190
37	467	24.5	566	186	481	270	664	17.95	719

は維持されがたく、金納になり易かつたと思われる。孫右工門は生花と菜種を鹿野家に渡し、その代金を小作料に振替えており、実質的には現物納と、その限りでは大差はないといえよう。しかし、この期の農村の市場関係の分析からも、また、孫右工門の場合であるが小作料よりも売渡商品の代金が小さい点などからみても、他に商品を販売していると推測されるのである。小作料の一部を日雇賃銀によって相殺しうるのも、このような商品生産の発展、市場関係の充実があつたからにほかならない。地主の収奪強化による小作農の窮迫化<sup>(4)</sup>日雇化という点と同時に、日雇賃銀のある程度の高さが日雇労働の形成と、その展開とを推進させているといえよう。しかしながら、この間の論証は著しい困難性をともない、労賃を含めての物価史の解明をまたなければならぬのであるが、日雇專業者の存在と考えあわせれば充分にいえるのではなからうか。

表20 幕末維新期の日雇賃銀表（新吉田村）

年 号	天 保 7		元 治 2		慶 応 2		慶 応 3	
米一升代(文)	82		181		130		367	
賃銀	a	b	a	b	a	b	a	b
日雇								
A	27.5	129	16	264	15	400	49	404
B	20.5	65	12.5	230	7.5	160	8	140
C			10	250	16.5	291		
D			10	240	60	320		
E			2	250	12	266		
F			55	270	7.5	400		
G								
H								
I								
J								
K								
L								
M								
計	48	194	56	1504	118.5	1837	57	544
平 均	24	97	28	251	19.8	306	28.5	272

このように、土地所有にもとづく農民層の分解を第一義としながらも、商品生産にもとづく農民層の分解も無視し得ず、それはこれら賃労働の展開と同時に発展をみる中農層の存在の中に指摘することが出来る。

表19によれば新吉田村の明治六年の小作地耕作農民は五二名を数え、従つて、ほとんど全部の村民が小作関係をもっていることになる（明治四年の同村戸数五二戸）。その小作経営規模（立付高）を階層別に検討すると、立付高五石以下の小規模小作経営者が総数の半分を占めている。この小規模小作農には、文字通りの小規模小作農は勿論、そのほかに、中農経営（自作・小作）も含まれてゐるわけで、従つて、実際の経営規模（自作も含む）はそれよりも大きいと考えられる。それはともかく、立付高一〇石以上の小作地経営は小作経営のみで経営が成り立ちうると考えられ、面積にすれば畑地一町五反前後であり、その存在が注目

される。かかる規模の小作農が同村のみで一三名を数える。そうした中で、注目を惹くのは立付高二〇石以上の小作農が三名いることである。最高は表13の30与七で、その立付高は二六石二斗五升（屋敷立付高も含む）である。その内訳は豆（畑地）一二石二斗三升、豆（屋敷）五斗二升、米（田地）三石五斗であり、面積に換算すれば、畑地約五町、田地約二反五畝ほどと考えられる経営規模である。地主は北口村（二ヶ村隣）鈴木庄蔵（畑一七石三升、屋敷五斗二升、田三石五斗）、新吉田村阿部権蔵（畑一石三斗六升）、北口村鈴木玄孝（畑二石二斗八升）、大久保村（二ヶ村隣）芦野又作（畑三斗八升）、新吉田村鹿野武右エ門（畑一石一斗八升）の五人で、村外地主が主である。従って、旧身分は「名子」（分家筋）であるが、地主とは小作関係以外に問題となるほどの特別の隷属関係は考慮する必要はない。家族構成は四名の単婚小家族であり、田畑合せて五町二、三反はどうしても他人労働を必要とする経営規模である。それも、労働の集中性の強い稲作よりも、年間を通じて平均的に労働力を必要とする畑作が主であるから、年間を通じて雇傭労働を必要としたと考えられる。このような、いわば大規模小作経営を成立せしめる条件は、言うまでもなく商品作物の栽培とその販売の順調なる発展にあつた。小作料の金納化はかかる商品生産の発展の反映であつたと考えられる。この段階に、「上層小作」「小作・自作」「自作・小作」「自作」の経営形態をとり、紅花生産から言えば干花加工生産を行なう比較的富裕なる農民（42）中農層は、かかる生産構造にささえられていた。かかる中農経営の雇傭労働を具体的に明かにする史料はないが、しかし、ここにもるように中農経営は明かに他人労働を必要とする経営規模である。かかる経営においては家事労働、農閑期作業（藁作業等）は家族労働で充分であろうから、年間雇傭の給取奉公人（二季が普通）は必要でなく、雇傭労働はもっぱら日雇労働であつたと考えられる。ここに日雇労働が広汎に形成されてくる条件があつたし、また自らその限界もあつた。



以上、幕末・明治初期の雇傭労働を日雇労働を中心として検討してきた。この期の雇傭労働形態は文政期と同様に給取労働と日雇労働であるが、日雇労働とは日雇專業労働者といわば小作農日雇労働者である。雇傭労働の雇傭層は地主を主とする手作経営の豪農、手作経営の富農、いわゆる大規模小作農をも含めた中農をもつて構成され、豪農は給取奉公人のほか小作農日雇を多量に雇傭しており、その雇傭関係は明かに地主・小作関係によつて規定されている（小作料と日雇賃銀の相殺）。富農は給取奉公人を主として各種の日雇労働を雇傭していると思われ（文政期の半田家）、中農は主として日雇労働のみであろう。豪農・富農は経営を有利に展開しているわけであるが、小作料の金納を実現せしめるほどの商品生産の発展が中農経営存立の基柢となつている。事実上の近代雇傭労働たる日雇專業を含めての日雇労働が存続し継起的に形成される条件はここにあつた。

## むすび

封建社会解体期における雇傭労働（商業的農業における）の分析にあつて、最初に提出した問題は、その分析視角は近代的雇傭形成史のそれではなく、商業的農業の展開のもとに形成されてくる諸雇傭労働の生産手段からの自由獲得過程の追求におかれるべきであるとした。農業労働組織における雇傭労働の位置付けを通じて、かつて、藤田五郎氏によつて提起された奉公人形態の移行に雇傭形成を理解する見解を批判し、更に、事実上の近代的雇傭労働たる日雇專業者の形成と存在形態及びその存続条件を主として検討したのはかかる分析視角からであつた。その分析結果について、主要な点を要約的に述べれば次の如くである。

雇傭労働は農民的商品生産を基本的契機として形成・展開するが、それは特殊商品の生産に投入されることを意

味しておらず、実的分析においては、むしろ、農業の基幹作業の労働力として存在し（投入され）、漸次、敷衍して各農作業に投入されるようになっているのである。分析の対象となった農業経営の特殊性を考慮する必要は多々あるが、商品生産（特殊作物栽培）と賃労働雇傭を密着して理解することには疑問があるといえよう（特に商品生産の初段階において）。従って、商品生産の発展によつて共同体内の諸労働関係が賃労働関係に変質しはじめ、その過程を通じてより広汎な地域内の賃労働の流動がみられる、という様相が賃労働展開の基本的過程である。かかる過程は段階的な過程と理解すべきであるが、現象的には同時点の様相として存在しているのである。こうした賃労働の在り方が、個々の奉公人形態と展開を規定しているのである。まず、居消費公人は身代金関係に規定されていると同時に、雇傭主体の労働力の需要性に規定されているのであり、そして後者の点が重視されるべきで、農民的商品生産のものと端緒的雇傭労働と捉えることが出来る。身代金関係が普通の金銭貸借関係に転化することによつて、給取奉公人、日雇奉公人を内容とする雇傭労働の展開が一般的となる。その時期は文化・文政期以降の江戸時代後期である。江戸時代中期の雇傭労働は諸奉公人形態が同時に存在し、その諸奉公人間に奉公人の循環的移行関係がみられるのである。諸奉公人の性格の相違はまだまだ不明確であり、従つて、給取奉公人・日雇奉公人の出現自体は必ずしも雇傭労働の発展の度合を示しているのではないという时期的特質をもっている。この期の雇傭労働の析出層を必ずしも明確にし得ないが、村内Ⅱ村共同体内、及びその周辺地域で、農業経営者で、質地小作の段階に照応する雇傭労働であるとも考えられるが、しかし、質地関係が雇傭関係を第一義的に規定しているとは理解されない（この問題は後日の究明に期すほかない）。賃銀が現物給与の形態をとる場合もあり、それは奉公人の形態に関係なしに存在していたと考えられる。天保期の領主による賃銀統制令は農業労働者の確保を主眼とするもので、給取奉公人の確保と土地から離脱する日雇労働の統制を主要内容としている。実

体分析における常傭労働の給取奉公人と臨時的雇傭労働である諸種の日雇の存在はこのような時点の雇傭労働の在り方を示している。諸種の日雇は事実上の近代的賃労働たる日雇專業者形成の端緒的形態であると理解されるが、この段階における給取奉公人↓日雇奉公人の移行過程が、土地からの離脱過程、共同体的諸関係からの解放過程、として重要な意味をもっていると考ええる。明治初年の農業経営の雇傭労働構成は依然として給取労働を主要労働としているものの、土地関係から離脱し、あるいは離脱しつつあり、土地関係では規制しえない広汎な日雇層の形成が注目されるのである。

以上のように、幕末・明治初期⇨地主制成立期における農民層分解は土地所有にもとづく分解を基本としながらも、小商品生産にもとづく農民層分解（小資本⇨中農層・事実上の近代的賃労働⇨日雇專業）を内包しているのであり、かかる小ブルジョア経済は地主制の再生産構造の一環として理解されるのである。体制化された地主制（明治中・後期）のもとで、はじめ、近代的賃労働の形成（小作農⇨近代的賃労働）が問題となるのではないといえよう。しかしながら問題なのは、明治政府の経済政策がこの小ブルジョア経済の育成をその方向とせず、米穀市場支配をふまえて、土地所有にもとづく分解を推進せしめてゆくことである。その間にあってまがりなりにも進展してゆく農村工業（主として織物業）は地主豪農のもとでの、しかも農閑期操業（成立期）としての展開が多い。従って、そこでの雇傭労働のあり方が小作農の家計補助的性格を持つのは当然であろう。この様な商品生産発展の限界と上からの資本主義の育成とがどのように絡みあつて展開するかは今後に残された問題である。

（一九六〇・二・二〇）

註

(1) 藤田五郎『封建社会の展開過程』が代表的。

(2) 大石嘉一郎「農民層分解の論理と形態——いわゆる「寄生地主制」の研究のための一試論——」(『商学論集』二六一—三)。岡田与好「イギリス初期労働立法の展開過程(その一)——賃労働形成史の研究視角を確定するために——」(『経済学』四六、四七)。

(3) 最近、イギリス封建制下の雇傭労働者が再検討され、封建的土地所有それ自体との関連について問題とされている(松垣裕氏、三好洋子氏らの研究)。これに呼応するように我国においても封建社会固有の雇傭労働の問題が提起されている(安良城盛昭氏)。しかし、具体的な論証過程で問題となっているのは、封建的土地所有者(領主)直営地における雇傭労働利用(イギリス)と封建小農民(農奴)相互の雇傭労働利用(日本)であり、両者は厳密に区別する必要があるのでないか。むしろ、イギリスの領主直営地の雇傭労働に相当する我国の雇傭労働は、藩政初期の特徴ばかりではないが、領主雇傭の労働者たる河川工事労働としての日雇(用)、あるいは領主経営の鉱山労働者等であろう。日雇労働について現在まで封建社会固有の雇傭労働として指摘された具体的事実はこの域を出していない。(『歴史学研究』二二二、「封建社会解体期における雇傭労働」、討論の部参照)。

(4) 隅谷三喜男「賃労働の理論について——労働経済学の構想——」(『経済学論集』二二一—二〇)。「賃労働(資本制下の——註・渡辺)の自由とは、彼等が奴隷や農奴のように生産手段に緊縛されていないという意味での自由と、自営農民のように生産手段を所有していないという意味での自由であった」。かかる自由獲得は封建社会解体期の賃労働の展開過程においても同様であると考える。

(5) 林英夫氏は「尾西綿織物業における労働力の存在形態」(『社会経済史学』二五—一)において、「自由な賃銀労働者」の指標として三つの点を指摘され、その一つに、一切の身分的隷属関係に経済外強制からの解放を指摘されているが、かかる点を歴史的・具体的検証において厳密に適應するならば、明治期の日本における賃労働の成立などはあり得なくなるのではないか。抽象化された概念は日本の特殊性を明かにするが、その本質を見失ってはならない。勿

論、幕末における尾西地方のマニユの成立如何は全く別個の問題である。

- (6) 安孫子麟「江戸中期における商品流通をめぐる対抗」(『経済学』三二二)。同「幕末における地主制形成の前提」(歴史研究会編『明治維新と地主制』所収)。伊豆田忠悦「東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産——羽州大蔵村稻村家を中心に——」(『社会経済史学』二二—三三)。永井秀夫「地租改正と寄生地主制——山形県村山地方を中心として——」(宇野弘蔵編『地租改正の研究』上巻所収)。渡辺信夫「紅花生産と一村方地主」(『日本歴史』九〇)。同「幕末・維新期の日雇の形成とその存在形態」(『文化』二二—三三)。同「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造——羽州村山郡の紅花生産を中心として——」(『文化』二二—三三・本書VI—第四章)。同「幕末の農民と農民一揆」(『歴史』一八・本書V—第一章)。そのほか、丸山茂「天童藩の紅花専売」(『山形史学研究』一七)、湯村章男「江戸中期における農村商人の一考察——山形県東村山郡大蔵村稻村家を中心として——」(『山形史学研究』一)、等がある。

(7) 渡辺前掲「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造」に詳述してある。

(8) 安孫子前掲「幕末における地主制形成の前提」一一〇頁。

(9) 松沢村斎藤家文書。山形大学教育学部郷土博物館所蔵。

(10) 山形市南山形谷柏、半田源右エ門家文書。谷柏村関係は以下特に断わらないかぎり全部同家文書による。

(11) 安孫子前掲論文一三〇頁。なお、同氏が流動を示す史料として指摘された高関船場の例は、自分の作村地を川東地区に所持するために渡舟していると解すべきで、現在と同様、高関村では川向いに畑地を所持していたと思われる。

(12) 渡辺前掲「幕末・維新期の日雇の形成とその存在形態」。

(13) 延享期〜天明期、文化期〜文政期に名主で、寛政期、天保期以降は村方騒動等を経て退役している。

(14) 渡辺前掲前掲論文。なお労働組織の分析の場合、常用労働は経営規模が一定しておれば年による変化が小さいが、補助的労働は、特に日雇労働の形成期には、変化が著しい。従って、連続した五、六年間の労働組織の分析が必要で

あるといえよう。

(15) 農村工業と著しく異なる点と思う。この段階の商業的農業の雇傭労働を検討するに当って、全農業労働組織の分析が重要なのは、商品生産といっても農業内の特殊生産にとどまり、別個の労働体系をつくる必然性が薄いからである。稲作の小農経営を特質とする我国農業においては決定的であるといえるのではないか。

(16) 半田家における紅花生産の規模が小さいため、紅花生産と日雇労働の関係は必ずしも明確に出来ないうらみがある。その点、紅花生産の中央部に属する花輪家では、生花九八貫九五〇目、干花加工量二六〇庭の生産に日雇三八人を投入している（明治二年）。渡辺前掲「幕末・維新期の日雇の形成とその存在形態」参照。

(17) 一九五九年度歴史学研究会大会封建後期部会報告「封建社会解体期における雇傭労働」（『歴史学研究』二二二）の討論での岡田与好氏の発言。

(18) 藤田五郎『封建社会の展開過程』。

(19) 隅谷三喜男「賃労働の理論——労働経済学の構想——」（東京大学経済学会『経済学論集』二・三一—一〇）。勿論、この理論は資本制社会における賃労働の理論を構成する意図をもっているわけで、すべてを封建社会解体期に適応出来るものではないが、労働力の市場性の点は取入れられると考える。

(20) 佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」（古島敏雄編『日本地主制史研究』所収）。佐々木氏は「地主手作経営乃至質地小作経営の段階に照応した年傭労働力」は単婚家族経営の補足・維持を目的として行なわれた、とされている。示唆する点が多いが、しかし労働力を雇傭主体のもの土地関係によって規定することは正しいであろうか。しかも、いわば理念的な基礎単位の補足・維持を歴史具体的な労働形態に求める点に多少の疑問がある。かかる視角からは過渡期の江戸時代後期、明治期以降も存在する年傭労働力（年季奉公人）自体の変質過程は説明され得ないであろう。労働力の市場関係の中から、雇傭労働の展開過程＝運動法則を検討すべきであろう。その意味で物価史（賃銀も含めて）の研究が望まれる。勿論、封建社会の一般法則（土地所有）との関連は忘れてはならないが。

(21) 放下人については、今田信一「近世質物奉公人の実態」、長岡昭一「放下人制度慣行の本質」(『山形大学史学研究』三・四合併号)、伊豆田忠悦前掲論文。

(22) 今田前掲論文。

(23) (24) 稲村家については、伊豆田前掲論文、長岡前掲論文にくわしい。

(25) 森嘉兵衛「居消費奉公人の研究——近世農村奉公人制度の一形態」(『日本史研究』一二)。基礎的にはかかる経済性格の分類を通じて労働組織との関連が取上げらるべきであろう。

(26) 前掲論文によっても、一年季が最も多く、次が二年、三年となっている。

(27) 『西村山郡史 玄』九六頁。

(28) 渡辺前掲「日雇の形成と存在形態」(略題) 参照。

(29) 『山形経済志料』五。

(30) 新吉田村鹿野家文書。文政三年九月の新庄藩御触書的一条に、

一、賄日雇之節者正五時相詰日入迄相働可申事、猶以屋根葺之者相心得可申事  
但、湯と茶計遣に外者何二而も一切無用事

とある。今田信一氏の御教示による。

(31) 『山形経済志料』五。

(32) 新吉田村は鹿野家所蔵文書「家業人別帳」、山口村中・下組は伊藤家所蔵文書明治五年「山口村中・下組戸籍簿」、松原村は長井政太郎「金井村誌」、山ノ辺・深堀両村はともに、山ノ辺町役場所蔵文書「地誌明細取調書上」。芳賀村は湯村氏の調査による。

(33) 渡辺前掲「紅花生産と一村方地主」参照。

(34) 表13の「氏名」「家業」「持高」「家族員数」は明治四年の新吉田村「家業人別帳」に、「地・自・小作別」は明治六

年の同村の「田畑立付米小作名前其外取調書上帳」による。

(35) 鹿野家文書。以下新吉田村は特に明記しない限りは同家文書である。

(36) 山口村関係は現天童市山口伊藤義左エ門文書による。

(37) 山辺町役場所蔵「他所より借敷之者奉公人出入入書上帳」(嘉永四年五月)。

(38) 渡辺前掲「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造」参照。

(39) 鹿野家の各年の「暮覚日記帳」による。

(40) 立付高は「元来当地方ニ於テハ田畑ノ差別ナク何レモ米取ニテ其小作米ヲ、立付米ト唱へ、糞料備買ヲ除ク之外  
貢租作徳ノ全料ヲ云」(地租

改正資料刊行会編『明治  
初年地租改正基礎資料 上巻』一二四頁「山形県伺大意 一八九」とある如く、立付米(高)とは小作人作徳+地主作徳+貢租と考えてよい。

(41) 鹿野家雇傭の日雇の賃銀と米価の関係は上の表の如くである。

(42) 干花加工生産と農民層について渡辺前掲「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造」参照。

付記 本稿の脱稿後 津田秀夫「幕末期の雇傭労働について」(『土地制度史学』八)が発表され、筆者の「商業的農業における雇傭労働」(『歴史学研究』二二二)が批判の対象となっているが、別の機会にお答えしたいと思う。また、

児玉彰三郎氏による大会報告に対する感想的批判がなされているが(『史学雑誌』六八一七)、報告の内容について多少の誤解があり、また史料解釈についても疑問があるが、本稿で一応のお答えができたと考えている。(一九六〇・